

平成 2 6 年 第 5 回 定 例 会
(第 2 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 26 年第 5 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 26 年 9 月 10 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 26 年 9 月 19 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 26 年 9 月 19 日 午後 3 時 25 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	藤村勝	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	佐藤正敏	○	教育長	林伸行	○
総務課長	竹俣信行	○	生涯学習課長	伊藤同	○
総務課主幹	齊藤昭一	○	生涯学習課主幹	藤原勝美	○
住民企画課長	小野寺祥裕	○	学校給食センター主幹	佐藤美則	○
住民企画課参事	江草智行	○	農業委員会事務局長	深田知明	○
住民企画課主幹	伊藤泰広	○	選挙管理委員会局長	竹俣信行	○
保健福祉課長	石川篤	○	選挙管理委員会次長	齊藤昭一	○
保健福祉課主幹	五十嵐正美	○	監査委員事務局長	川口昌志	○
産業振興課長	深田知明	○			
産業振興課参事	横山智	○			
産業振興課参事	小南雅誉	○			
建設課長	松橋正樹	○			
建設課主幹	金野茂幸	○			
建設課主幹	竹内秀行	○			
会計管理者	房田敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	川口昌志	○	事務局臨時職員	安瀬貴子	○
事務局主査	小泉政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	2番 白馬 康進 3番 村田 政義
2			諸般の報告	
3	同意	3	津別町教育委員会委員の任命について	
4	〃	4	津別町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
5	議案	62	津別町あんしん生活サポートセンター設置条例の制定について	
6	〃	63	津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	64	津別町寡婦住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	65	津別町地域包括支援センター条例及び津別町高齢者等緊急通報システム事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	66	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	67	津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	68	津別町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	69	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	70	町道路線の認定について	
14	〃	71	平成26年度津別町一般会計補正予算（第3号）について	
15	〃	72	平成26年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	
16	〃	73	平成26年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	
17	〃	74	平成26年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	
18	〃	75	平成26年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について	
19	認定	1	平成25年度津別町一般会計決算の認定について	
20	〃	2	平成25年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
21	〃	3	平成25年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について	
22	〃	4	平成25年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について	
23	〃	5	平成25年度津別町介護サービス事業特別会計決算の認定について	
24	〃	6	平成25年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について	
25	〃	7	平成25年度津別町簡易水道事業特別会計決算の認定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
26	認定	8	平成 25 年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
27	意見書案	13	「手話言語法」制定を求める意見書について	
28	〃	14	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について	
29	〃	15	介護保険制度、子ども・子育て支援新制度に係る平成 27 年度予算の充実・強化を求める意見書について	
30	〃	16	消費税 10%実施の中止を求める意見書について	
31	〃	17	電力料金再値上げの認可をしないことを求める意見書について	
32	報告	12	平成 25 年度財政健全化判断比率の報告について	
33	〃	13	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価等の報告について	
34	〃	14	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
35	〃	15	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
36	〃	16	例月出納検査の報告について（平成 25 年度 5 月分、平成 26 年度 5 月分、6 月分、7 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

2 番 白 馬 康 進 君 3 番 村 田 政 義 君

の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（川口昌志君） おはようございます。

これから諸般の報告を申し上げます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は昨日配付いたしましたとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

議会の動向につきましては、昨日報告後から本日までの状況について、第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎同意第 3 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、同意第 3 号 津別町教育委員会委員の任命につい

てを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ただいま上程となりました同意第3号 津別町教育委員会委員の任命につきましてご説明を申し上げます。

津別町教育委員会委員 松田真理氏は、本年9月30日をもって任期満了となることから人選を進めていたところであります。引き続き、津別町教育委員会委員として適任と判断をいたしましたので、議会の同意を願うものであります。

氏は昭和36年****、****お生まれの52歳で、津別町字豊永****に居住されておりますが、平成20年10月より教育委員に就任されてより満6年となるところであります。笑顔を絶やさない温かなお人柄とともに、何事にも積極的かつ行動的であり、児童、生徒との交流や音楽授業への参加など教育現場にかかわりを持たれる姿勢は、本町の教育に欠くことのできない人材と判断し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により再任の提案をいたしましたので、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

◎同意第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、同意第4号 津別町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ただいま上程になりました同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

津別町固定資産評価審査委員会委員は、津別町税条例第78条の規定により3名となっております。現在、竹中茂樹委員、山田耕司委員、加藤洋子委員の3氏に担っていただいておりますが、本年9月30日をもって任期満了となるところから、次期委員の選任にあたり地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を願うものであります。

なお、山田耕司委員と加藤洋子委員には引き続き委員をお願いするところではありますが、平成14年から4期12年務めていただきました竹中茂樹委員の後任といたしまして、木樋在住の金一和美氏を提案させていただくものであります。

では、各委員についてご説明を申し上げます。現在、2期目であります山田耕司委員は緑町***にお住まいで、昭和26年5月18日お生まれの63歳で、*****

現在1期目であります加藤洋子委員は、幸町***にお住まいで、昭和25年***生まれで間もなく64歳となります。*****

新委員として同意を願う金一和美氏は、木樋****にお住まいで、昭和34年***生まれの54歳、*****

以上、3氏についてご説明を申し上げました。任期は平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間となります。いずれの方も適任と考え上程をさせていただきましたので、選任にご同意いただけますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

◎議案第62号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、議案第62号 津別町あんしん生活サポートセンター設置条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第62号 津別町あんしん生活サポートセンター設置条例の制定についてご説明申し上げます。

条例制定の目的は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が十分でない者が成年後見制度を的確に利用できるよう支援を行い、これらの者の権利を尊重し擁護することにより地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度等の利用促進を図ることを目的とし、津別町あんしん生活サポートセンターを設置するものです。

定例会説明資料3ページをお開きください。まず、はじめにセンター設立までの経過についてご説明申し上げます。平成24年4月に老人福祉法の改正がありまして、32条の2というのが追加になりました。これにつきましては市町村は研修の実施、後見の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないということの努力義務規定といえますか、これが追加されております。

この背景におきましては、今後認知症高齢者が増えていくだろうということがございます。平成22年には280万人、平成27年は345万人、平成37年470万人というふうにだんだん増えていくだろうと。平成37年というのは2025年でありまして、これにつきましては、現在国のほうで医療・介護の2025年問題ということで、非常に今後どうやっていくのかということが議論されております。現在、前期高齢者であります団塊の世代の方が平成37年には後期高齢者、75歳を超えるということで、これらの介

護、医療の部分がかかなり負担になってくるだろうということが今、国で議論されております。これらの背景がありまして新しくこういう部分が追加されております。

現在、成年後見人と本人の関係で言えば一番多いのが親族後見、親族の方が後見人となって本人を支えていくという部分と、そのほかに第三者といたしまして弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士等の専門職後見、これらに分かれております。その中で、平成24年から新しく出てきているのが市民後見人ということになってございます。市民後見人の定義といたしましては、法律上まだその定義がございませんが、学者の定義で言えば、市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かし後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手であるというふうに大学の先生等は定義してございます。

この法律の施行を受けまして厚生労働省では市民後見推進事業というのを始めまして、これを全国で進めてきているということで、平成23年から26年の間でこういう事業を行っております。

私どもの津別町においては、4ページになりますが平成24年に北海道の事業により津別町、美幌町、大空町の共催で市民後見人養成講座を実施しております。津別町では10人の市民後見人が養成されてございます。

平成25年には1件の受任を行っております。これは市民後見人の養成を受けた方2名が1人の方を市民後見人として受任して、今現在に至っております。また、市民後見人の養成を受けた方のフォローアップ研修も実施しているということでございます。

先進地視察の状況でございますが、平成25年には小樽・北しりべし成年後見センター、これも委託先は小樽市社会福祉協議会、釧路市権利擁護成年後見センター、これも委託先は釧路市社会福祉協議会、そして北見市役所も訪問しております。現在、北見市も同じように権利擁護センターを立ち上げまして、委託先は北見市社会福祉協議会になってございます。

本年におきましては、本別町のあんしんサポートセンター、これも委託先は本別町社会福祉協議会、帯広市も視察してございます。これは成年後見センターみまもーるという名前でございますが、それも帯広市の社会福祉協議会で行っているというよう

な状態です。

我が町といたしましても、平成26年の2月12日、3月17日ということで体制の構築の検討会を行ってございます。参集範囲といたしましては社会福祉協議会、保健福祉課、東京大学政策ビジョン研究センターということですが、これは成年後見の講師として来た先生でございます。

本年度になりましても26年7月、26年8月ということで体制構築の検討会を行っております。これにつきましては北見在住の弁護士、美幌町の司法書士、あと管内の社会福祉士会から派遣をいただきまして1人参加していただいております。また、実際に市民後見をやっております2人の方、あと社会福祉協議会、保健福祉会において体制構築の検討会をやってまいりました。

5ページをお開きください。ここには津別町あんしん生活サポートセンターの役割を書いております。基本的には社会福祉協議会に委託することを想定して考えております。あんしん生活サポートセンターの役割としては後見実施機関業務、これは町の委託業務になりますが、相談支援業務、権利擁護に関する相談・助言、申し立て手続きの支援、包括支援センターと連携し、支援が必要と思われる方への積極的アプローチに基づく支援を行う、またニーズを把握するための調査を実施する。2番目といたしまして、広報・普及啓発業務、権利擁護に関する広報、普及啓発活動等を行う。3番目といたしまして、市民後見人養成業務、養成講座の開催、フォローアップ研修の開催。4番目といたしまして、市民後見人活動支援業務、受任ケースの後見人活動支援、困難ケースの相談支援。5番目といたしまして、市民後見人の登録、推薦業務、市民後見人バンクの登録、登録者の家庭裁判所への推薦。6番目といたしまして、連絡調整業務、関係機関の連絡調整、権利擁護関係のネットワークの構築ということです。

また、社会福祉協議会としての業務といたしまして法人後見事業の実施というのを考えております。これは市民後見人のように個人で受任するのではなくて、社会福祉協議会という法人が法人で受任するという形です。

基本的に市民後見人というのは、どちらかという仕事は大体終えた方が、これから社会においていろんな活動をしていくという部分で行う方が多いと思いますが、こ

れらの方につきましては、大体高齢者の認知症の関係だとか、そういう手続きができない関係の方を担う部分がほとんどだと思います。ただ、障がい者の方、知的障がいだとか精神障がいだとかいろいろございますが、この方たちはかなり若いときからそういう部分で判断能力に欠ける部分がございますので、一般市民後見人の方につきましては年齢が高い方が多いので、それですとやはり先に市民後見人が変わってしまう可能性があります。そういう場合は法人として受けて、法人が最後までずっと支えていくという形が望ましいかということで法人後見業務というのを考えてございます。

もう一つは、北海道社会福祉協議会からの委託事業といたしまして日常生活自立支援事業、これは社会福祉協議会が受任しておりますが、この中で福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行っていくというような形になります。ですから、どちらかというところ、その人の状態に合わせて、まず初めは日常生活自立支援事業、こちらでサポートしますと。それでも不足するようであれば後見業務で支えていくというような形になるかと思えます。

6 ページを見ていただきたいのですが、業務の委託先といたしまして社会福祉協議会を想定してございます。理由といたしましては、ここに書いてありますとおり社会福祉協議会は、地域福祉を推進する準公的な社会福祉法人です。成年後見制度を活用していくことはもちろん重要ですが、この活用を必要としている人は生活面でさまざまな問題を抱えていることが予測されます。他の介護や福祉サービス、ボランティア、見守り支援、日常生活自立支援事業の活用など、他の福祉的事業と連動しながら展開していくことができるということ。

2 番目といたしまして、地域にあるさまざまな福祉関係の機関、団体、介護、障がい福祉事業所など、お互いに連携して成年後見制度の活動を必要とする人を確実に支援に結び付けていくマネジメント機能が必要となってきます。社会福祉協議会の現在の事務局体制では、事務局長以下4人体制で、うち社会福祉士の資格を取得者が3人、あと1人は市民後見人養成講座を修了していることであるから、事業の移行が円滑に行われると考えている。

3 番目といたしまして、平成 27 年度から平成 31 年度を計画期間として、現在策定中である「津別町地域福祉計画」（行政計画）、「津別町地域福祉実践計画」（社協計画）

にも権利擁護の推進体制が盛り込まれ、町と社協の役割分担が明確になると思われる。地域福祉を前面に出す社会福祉協議会として、持っている機能を最大限発揮しながら地域で安心して暮らしていただけるための基盤づくりに寄与していくことにつながれるということが主な理由で考えてございます。

次、7ページをお開きください。市民後見人の活動類型として書いております。

①は個人で受任する場合。これにつきましては基本的に家庭裁判所が市民後見人を監督いたします。あんしん生活サポートセンターのほうでその活動を支援していく、また後で説明いたしますが運営協議会もその市民後見人の相談にも乗るといような活動体制を考えております。

2番目の法人後見の後見支援員ということで、要は市民後見人の養成講座を受けた方については個人受任する場合がありますし、今度法人後見の後見支援員として活躍していく場合があります。これにつきましては、市民後見人はあんしん生活サポートセンターが法人後見を担いますので、市民後見人が、その後見支援やる方になっていく。運営協議会も指導助言しますよと、家庭裁判所は監督していきますといような形。

また、3番目の日常生活自立支援事業の生活支援員ということで、後見業務はちょっと私は向かないですとい場合につきましては、北海道社会福祉協議会の委託を受けています日常生活自立支援事業の生活支援員として活動していただくといような形で、あんしん生活サポートセンターの生活支援員として働いていただくといような3通りの考え方をしております。

8ページをご覧ください。市民後見人を養成してから登録・受任までのフロー図といことにしてありますが、市民後見人養成募集要項の決定と応募者の受け付けといことで、事前説明会の開催・書類選考、やはりただ受けたいでなく、やはりそういう意思も必要ですから、その辺を説明会で説明して、やはり書類でも話させてもらうといような形。あと市民後見人、2番目といたしまして市民後見人養成研修の実施、実務研修を受けます。それで研修修了者に面接して登録する意思がありますかといことを確認しますと。そして市民後見人バンクに名簿を登録すると。そして家庭裁判所にその名簿を提出していくといような形になります。

今度、市民後見人活動の支援ということで、家庭裁判所からだれか市民後見人を推薦していただけますかという話があれば、受任調整会議の市民後見人の候補者の推薦をいたしますと、家庭裁判所が審判で決定しますと、その方が適正かどうかを決定すると。それで個人受任すると、または法人後見支援員、法人後見で法人後見支援員が受任していくというような形を考えてございます。

次、9ページをお開きください。今説明した内容を図化したものでございます。右側のほうで津別町あんしん生活サポートセンター、これを津別町社会福祉協議会が行うということで、まずその大枠の左から後見実施機関業務、津別町の委託事業といたしまして6項目、社会福祉協議会としての事業として法人後見の受任業務、日常生活自立支援事業、これは北海道社会福祉協議会の委託事業ですが、この中で福祉サービスの利用援助、日常金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行っていくというような形になります。左側にいきまして、町のほうでは運営協議会を設けまして、こちらのほうで学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士等がその委員になっていただきましてあんしん生活サポートセンターのほうに指導、助言、協力を行っていく。専門分野から見た後見のあり方等だとか、そういう部分のアドバイスまたは市民後見人の悩みを聞いて助言をしていくというような形。また、家庭裁判所からは、後見人の選任だとか後見業務のアドバイス、監督をもらっていくというような形を考えております。その下のほうに警察、銀行、消防、商工会だとかいろいろ書いてございます。実は、現在町の中には津別町認知症高齢者SOSネットワーク連絡会議というのを設けております。これはそれぞれ役場、警察、消防、病院、交通機関、郵便局、社会福祉団体、介護事業者、経済団体、金融機関、あと捜査協力団体といたしまして新聞販売店だとか給油所等が加盟して年に1回集まって連絡調整会議を行っております。先日も会議を行ったのですが、昨年は3件のやはり行方不明者というのが発生いたしました。今までは警察からも話も聞きましたけども、今年については発生していないと、今の段階で、そんな話もございました。ただ、あと金融機関からは手続きに来て、印鑑をなくしてしまったと、だから印鑑をつくりかえたいと来たと。また次の日も同じように来るというような方がいらっしゃるということで、その金融機関でもどうしたらいいのだろう、上部に聞いても個人情報があるので、なかなか取り扱いが

難しいというような話もあるということで、そういう部分も本来であれば私どものほうに相談していただければいいのですが、やはり内部の決め等があつてなかなか難しい部分があるようです。ですから、そういう部分をあんしんサポートセンターに気軽に相談していただけるような体制をつくっていきたいというふうに考えております。

10 ページには、町のほうで設けます運営協議会の役割ということで、あんしん生活サポートセンター業務の助言指導、市民後見人の後見活動への助言指導、被後見人等からの苦情申し立てへの対応、関係機関からの苦情等への対応、地域における後見ニーズ調査への助言、その他権利擁護に対する必要な支援、構成といたしましては学識経験を有する者、弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会を代表する者、民生児童協議会を代表する者、福祉関係団体を代表する者等を考えてございます。

また、あんしんサポートセンターのほうには受任調整会議というのを設けて、そこで後見制度利用の必要性の判断、法人後見か個人受任か専門職後見かの判断、法人後見の場合は後見支援員の選任、個人受任の場合は後見人候補者の選任、市民後見人登録者の確認を行っていくということで、構成といたしましては、あんしん生活サポートセンター職員、包括支援センター職員、あとそれぞれの担当者、介護、障がい、生活福祉担当者、状態によっては弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職にも助言、アドバイスをいただくというようなことを考えておりまして、前段の検討会議に入っていたいただいた弁護士、司法書士、社会福祉士等からは今後も町に協力していくというお話をいただいております。

このような形であんしん生活サポートセンターをつくりまして、気軽に相談できるような体制をつくっていきたいというふうに考えております。

1 ページ、2 ページをお開きください。条文について説明させていただきます。

第1条につきまして、この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の2に基づき、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力が十分でない者が成年後見制度を的確に利用できるよう支援を行い、これらの者の権利を尊重し擁護することにより地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とし、津別町あんしん生活サポートセンターを設置する。

第2条といたしまして事業内容を定めてございます。センターは、次に掲げる事業を行うものとする。成年後見制度等に関する相談及び利用支援。2号といたしまして成年後見制度に関する広報及び啓発。3号といたしまして市民後見人の養成及び実務等研修の実施。4号といたしまして市民後見人候補者への登録、受任調整及び市民後見への活動支援。5号といたしまして成年後見制度に関する関係機関との連携。6号といたしまして、その他センターの運営に関し必要な事項。

第3条には対象者を書いております。本条例に基づく事業の対象者は、町内に住所を有する者及びその関係者とするということで、関係者といたしましては家族、近所の者、あと関係機関を指してございます。

第4条といたしまして事業の実施。この事業は、津別町を事業実施主体として、津別町の委託により社会福祉法人津別町社会福祉協議会が実施するものとする。

5条といたしまして秘密の保持。センターの職務に従事する者又はこれらの職にあった者は、利用者及び利用者の家族の個人情報の保護に万全を期するものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第6条といたしまして運営協議会の設置。センターの後見事務の助言指導を行い、適正な後見事務を担保するため、津別町あんしん生活サポートセンター運営協議会を設置する。

7条といたしましてその他。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則として、この条例は、平成26年10月1日から施行するというものでございます。

以上、内容を説明いたしましたので原案にご協賛いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 新しい条例を設置するというところで、高齢者の認知症の関係でございますけども、全国的に数字が増えていくのは示されておりますけども、津別町ではどういう状況かなということでお尋ねをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） すみません。ちょっと具体的にちょっと数字は申し訳ありません、捕まえておりません。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 質問の内容についてもう少し詳しく言うと、津別町の認知症を患っている数字というのはどれぐらいあるのかなということでお聞きをしたいと思います。

今後増えるであろうと思いますけども、そのあたりの見込みはどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時35分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 平成26年3月末で認知症の自立支援度、2A以上、この方はおおむね認知症と言われているのですが、これの方の部分については250人いらっしゃいます。これは施設に入っている方も当然入っておりますけども、そういうことをご理解いただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 今、数字的に約250人ぐらいいるだろうということですが、現在1人が後見制度を利用されているということですが、現在津別では10人の方講習を修了されているということですが、この先、当然この利用する方が増えるのではないかとということで、今後講習会含めて10人を増やすことの計画的に町のほうとしてはどういうふうを考えているのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

それから、これは認知症、それから障がいを持っている含めて利用可能というふう

に多分なっているのだらうと思いますけども、特に、この障がいの部分については詳しくはちょっとわかりませんが、どの程度の障がいの関係者が利用できるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 市民後見人を今後どれぐらいやっていくのか、増やしていくのかということですが、具体的にこれといった定めはありませんけども、おおむね30人ぐらいになればいいのかなというふうに考えておきまして、今年度については養成研修は行いませんけれども、来年度から養成研修をやっていききたいというふうに考えております。

障がい者の状況でございますけども、現在、療育手帳所持者につきましては在宅では44名の方いらっしゃいます。あと精神障がい者保健福祉手帳、この方は38名いらっしゃいます。あと、自立支援医療費を受けている方、精神の関係ですけども、この方が91名というような状態で、やはり障がい者の方もかなり多くいらっしゃるというような形になっています。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 2点ほど伺いたいと思います。

条例に第2条のところに（3）市民、（4）市民、こうなっていますが、これ町の場合は「町民」が住民の方もきちっと理解できるのではないかなと。これ文案は都市型をモデルにした文案の例示でないかなというふうに思うのですが、この辺、町民というふうに変えるほうが表現はいいのかなという感じ、我々は理解できますよ。町民のやっぱり段階になると何で町であって市民なんだというふうな形になりますから、この辺についてもちょっと考え方を聞きたいと思います。

それと、最近新聞紙上等で預貯金だとか金銭問題、こういうのがたまたまこういうふうなかかわりの中でいろいろ物議を醸していますけども、この点について安心だとは思いますが、どのような形になるのか標準的な形でもいいですけども、一般的な形でもいいんですけども、どんなふうになるのかちょっと確認のためにお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） まずはじめの第2条の市民じゃなくて町民じゃないかというお話ですけども、先ほど説明いたしました全国的にこういう第三者の後見の部分、これにつきまして法律的な定義はございませんけども市民後見人と呼んでいるということで、市民後見人とさせていただいております。

あと、預貯金の管理だとかそれらにつきましては、基本的に後見人というふうになりましたら、その方の代理をします。ですから、その方は法律的に登記されて代理人というふうになります。銀行だとかそういう通帳もすべて、その代理人が管理するというような形になっていきます。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） その例の市民の表現なのですけど、これ結局国は、ほとんど都市型の文案例示を大体はするのでないのかなと。またこれを町民というふうに変えたら、うちの場合に支障は全然ないのでないかなと。町民もすんなり受け止め方がわかるのでないかなと思うのですが、私は議会として、議員としてはこだわらないのですが、町民向けにはどうなのかなという疑問がちょっと残るということだけ申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 法律的には特にそういう定義がないのです。先ほど説明いたしましたけども、例えば親族の方でもだれでも後見人というのはできますから、裁判所が認めれば。ただ、今全般的に言っているのは、先ほど説明いたしましたように一般的には第三者の方がやる場合は市民後見人というふうに呼んでおりますので、特に根拠はございませんけども、全国的に通じる部分では、やはり市民後見人というのが正しいのかなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 何点か教えてほしいのですが、9ページの組織図を見ると5ページ、6ページのところでも説明受けているのですが、社会福祉協議会に事業を委託すると。法人後見事業については、社会福祉協議会が社会福祉協議会に委任する

という形になるんじゃないかと思うのですが、ちょっとここが不思議だなと思っているのですよね、もう少しご説明をしていただけないでしょうか。5ページ、6ページ見るとそれぞれ委託業務が書いてあって、津別町からの委託業務、それから社協からの委託業務、道社協からの委託業務というふうになっていて、受ける先が社会福祉協議会であれば社会福祉協議会が社会福祉協議会に受けるという図式になっているんじゃないかなと思うのですが、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

それから、8ページのところで家庭裁判所で審判が下ったあと、法人で受注するか個人で受注するかというところに分かれるみたいなのですが、単純に考えたら全部あんしん生活サポートセンターが窓口になって受けて、あと後見人が支援していったらいいのではないかと思うのですが、個人と法人で受ける際のメリット、デメリットと言うとおかしいのですが、特性がどういうふうにあるのか。どういう場合だったら個人で受ける、どういう場合だったら法人で受けるのか教えていただきたいと思います。

あともう一つ、ちょっと細かいことで申し訳ないのですが、32条の2に保佐という言葉がでてくるのですが、2回ほど出てくるのでミスプリでないと思います。この保佐という言葉恐らく保健の保を使っているのでは何か別な意味があると思うのですが、その保佐という言葉がどういう意味を持っているのか教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） まず最初の社会福祉協議会の業務の関係でございますが、あんしん生活サポートセンターということであります。それで、町はこの9ページの図でいきますと、町の委託事業として6項目について社会福祉協議会に委託すると。あんしん生活サポートセンターにおいては、その中で社会福祉協議会の独自の事業といいますか、それで法人後見としてやっていくという形。もう一つは、現在も社会福祉協議会でやっていますが、日常生活自立支援事業、道社協から委託を受けていますが、これらを組み込んで、この三つであんしん生活サポートセンターをやっていくような形を考えております。

8ページの今度受任の関係でございますが、これにつきましては、やはりその受ける方の状態、例えばある程度の年齢がいつている方であれば、その体の状態等によりましては個人受任、市民後見の個人受任でも構わないのかなというふうに考えておりますが、法人後見については、例えば障がいを持っている方、若いうちからそういう支えが必要な方については市民後見人というのは、ほとんど仕事をリタイヤした方が社会貢献としてやっていくという部分が多いと思いますけども、やはりそれをずっと続けていく間に、やはり年齢的なものもあって途中で下りざるを得なくなる場合もありますので、そういう場合は法人が受けて、その中で法人が受けて支援員、法人支援員の方が支えていくと、だから法人としてずっと支えていけるといような形で、そこで受任調整といいますか、それをやっていくといような形を考えております。

もう一つ、その保佐ということでございますが、成年後見の中には後見、保佐、補助という3通りのその人の状態によって受ける形がございます。ですから後見という形になれば、もう一番判断能力が全然ない方が後見。例えば保佐については、まだ一部判断能力が残っていますよだとか、そういう方が保佐。そして一番軽いのが補助といような形で成年後見の中でもその人の体の状態に応じて三つの区分に分かれているということでございます。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） ちょっと1点だけまだよくわからないのですが、個人受任と法人で受任する場合の違いなのですか、法人のほうが恒久的にといのか、その後見人もしくは後見を受任する方の年齢とか体調にかかわりなくずっと受けれるといのはわかったのですが、個人で受けたほうがメリットがあるとか、個人のほうが対応がしやすいとかといのが何か例があればちょっと教えていただきたいのですけども。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 今法律といいますか国で求められている市民後見人というのは、やっぱり専門後見だとか親族後見とは違って身上監護が例えば同じ町に住んでやっていけば、その人の生活状態だとかよくわかって、その人の暮らしたいようにといいますか、そういうのも聞き入れてやっていけるのが市民後見人でないかと

いうふうにいわれてございます。そういう部分で、場合によってはやっぱり個人で受任するほうがその方に寄り添って、思ったとおりにその方の望むとおりに支えていてあげられるというのが市民後見人の一つのメリット。法人後見は先ほど言いましたように障がいのある方で若いうちからそういう手助けが必要な方については、やはり法人として中では支える人は変わるかもしれませんが、そういう形でずっと最後まで支えていけるというような形で、また、そういう部分で専門職の助言を仰ぎながら、この方は個人受任がいいのか、または法人受任がいいのかということも判断をしていくということでございます。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 前回、市民後見について質問をさせていただいているときに、今の後見と保佐と補助という話があったのですが、その質問のときに保佐というのは、まだいわゆるこれは判断能力があるかないかということでの後見人制度なのですが、保佐は何というか、まだ判断能力があるうちに、こういうような制度に加入したいとか、そういう手続きをしたいというようなことがあるようなお話だったかなというふうに思ったのですよね。そのときに、例えば65過ぎて、ぼちぼち判断能力に自信がなくなってきたと、判断能力がほかの人に言われる前に、事前にこの分とこの分とを後見人制度の例えば預貯金に管理だとか不動産の管理だとか、そういうようなものの相談というようなことになれば、ここで言う包括支援センターにも行きづらいかどうか思うのですが、ここの安心サポートセンターの窓口とかそこに行けばいいということになるわけですか。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 今議員おっしゃられたのは多分任意後見制度、自分がまだしっかりしているうちに将来はこの人に後見人になってもらいたいという形の話をしていると思います。これにつきましては事前に公証役場にきちっと登録をしておかなくてはならないということで、本人がそういう支援が必要になった状態から後見制度が始まっていくというような形でございます。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 任意後見はわかりました。何というか、せつかくできるので、事業内容ってすごく難しそうなの、書いてあればこれと、これと、これというふうにわかるのですけども、やっぱり新しくそういうサポートする市民後見人を一方で30人を目標にしていくということがあるのですけども、もう一方ではやっぱり町民に対して何というか制度があるというようなこと。既にされているのかなというふうに思いますけども、非常に関心が高いところなので、そういう人をつくりながら町民の人たちにもこういう制度があるというようなPRに努めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 今は普及啓発の部分についての質問だったと思いますが、本定例会においては、これに伴います補正予算も提案をさせていただいております。その中で、今年につきましては普及啓発をやっていこうということで、今考えてございますのは地域づくりフォーラムを考えておりまして、その中で講談師、神田織音さんという方がいらっしゃるのですが、その方に来ていただいて講談で町民の方に理解していただこうと。例えば題目で言えば三つぐらい考えておりまして、認知症予防のお話、あともう一つは認知症の老姉妹を食い物に、これはリフォーム詐欺ということですが、もう一つは「ナオト君だって一人の人間なんだよ」というような題目のお話をさせていただいて、もう一つはシンポジウムを釧路、本別、津別のそれぞれの担当の方にシンポジウムをやっていただこうというような今年については普及啓発を考えるということでございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第62号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 63 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 63 号 津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（五十嵐正美君） ただいま上程となりました議案第 63 号 津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、改正の内容につきまして説明申し上げます。

説明資料新旧対照表でご説明いたしますので、資料 11 ページをお開き下さい。まず大変申し訳ありません、訂正がございます。施工日の「工」の字が誤っておりまして、「行」という字に訂正していただきたいと思っております。申し訳ありません。

それでは、今回の改正につきましては健康保険法施行令の改正によるもので、産科医療補償制度の見直しで、分娩機関の支払う補償制度の掛け金が引き下げられたことにより、保険者が定める加算分の上限の額を引き下げ、あわせて出産育児一時金の金額の引き上げの改正となります。出産育児一時金については、現行は出産育児一時金が 39 万円、保険者が定める金額の加算分が 3 万円の合計 42 万円となっております。改正によりまして出産育児一時金が 39 万円が 40 万 4,000 円に 1 万 4,000 円引き上げ、加算分の上限の額を 3 万円から 1 万 6,000 円に 1 万 4,000 円引き下げ、出産育児一時金の総額については変更しないこととするものでございます。

議案のほうにお戻りください。附則をご覧ください。この改正につきましては、平成 27 年 1 月 1 日から施行するものとするものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申

上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 63 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 56 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 64 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 64 号 津別町寡婦住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 64 号 津別町寡婦住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明させていただきます。

説明資料の 12 ページをお開きいただきたいと思います。こちらの改正前では入居資格第 3 条の中に、年齢 45 歳以上 65 歳未満の単身者であることとということで記載しておりますが、今回この第 2 号につきまして年齢制限につきまして削除し、議会の議決を求めるというものでございます。

現在、寡婦住宅は 4 戸ございまして、実際今 3 戸入居しております。また 65 歳以上の方からも入居の問い合わせが多く、やはり条例上制限があったものですからお断りしてございました。この条例も昭和 53 年に制定されておりますが、北海道内の状況を調べてみますと、当時つくっていた部分については、やはり年齢制限等がございます。ただ、近年つくっている部分につきましては、こういう年齢制限が撤廃されておりますので、私どもも今回この年齢制限を撤廃して、やはり希望者が利用できるような形に改正していきたいということでございます。

また、年齢制限をなくすことによって上位法等には影響することがないということでございますので、今回提案をさせていただきます。

それでは議案に戻っていただきまして、議案の条文をご覧いただきたいと思います。

ただいま説明いたしました改正内容を条文としており、施行期日につきましては、平成 26 年 10 月 1 日から施行するというところでございます。

以上、説明申し上げましたのでご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 64 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 65 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 65 号 津別町地域包括支援センター条例及び津別町高齢者等緊急通報システム事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 65 号 津別町地域包括支援センター条例及び津別町高齢者等緊急通報システム事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、条例の中で定義してございます…、資料 13 ページ、14 ページをお開きください。まず、地域包括支援センター条例の部分では、第 6 条第 3 項の中で、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」という部分を引用してございますが、この法律名が今回変わるということで「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」というふうに名前が変わりますので、この部分について変更するというところでございます。また下段のほうにつきましては、その法律が変わる部分の経過措置について記載してございます。

また、14 ページをご覧いただきたいと思います。高齢者等緊急通報システム事業の部分につきましても、その条文、法律名を引用してございますので、同じようにこの部分につきましても法律名が変わるということでございます。

それでは議案に戻っていただきまして議案の条文をご覧いただきたいと思いますが、ただいま説明した改正内容を条文としております。施行期日につきましては、平成 26 年 10 月 1 日から施行するというところでございます。

以上、説明申し上げましたのでご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） ちょっと文言で理解ができないところがありますので、特定配偶者というこの文言はどういう方を指すのか教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前 11時16分

再開 午前 11時16分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 特定配偶者とは、支援給付を受けている特定中国残留邦人等の配偶者、これについて指してございます。

（何事か言う声あり）

○議長（鹿中順一君） よろしいですか。

5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 全然わからないので、支援給付を受けているという、そこあたりもますますわからなくなったのですけど…。

後で…。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 66 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 66 号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

金野建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 66 号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

改正理由につきましては、旭町団地買取事業の実施に伴い今年度取得予定の町営住宅の追加及び建て替え事業により取り壊す西町団地の住宅を削除する必要があることから条例の一部を改正するものであります。あわせて中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い引用法律名が変更になり、条例の一部を改正するものであります。

説明資料 15 ページをご覧ください。2 の改正の概要につきまして①として今年度取得予定の旭町団地町営住宅 6 戸の追加の必要があることから条例の一部を改正するもので 1 LDK、2 LDK、3 LDK を各 2 戸追加するものです。あわせて駐車場として 13 区画追加します。②として今年度取壊す住宅、西町団地及び同団地の共同施設であります駐車場を削除するもので、昭和 30 年、34 年に整備した住宅 7 棟 28 戸、駐車場 15 区画になります。③として中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う入居資格の一部を改正するもので、法律の名称変更に伴い規定を整備する必要があることから条例の一部を改正するものであります。

16 ページの新旧対照表で内容を説明いたします。左側改正前、第 6 条入居者の資格、第 2 項第 5 号は法律名が変わり、右側改正後 2 行目、「中国残留邦人等の円滑な帰国の

促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」
に変わったもので、改正前の支給給付、受給者についても対象とするものです。

次に別表第3条関係、(1)町営住宅の表、17ページ改正前、西町団地28戸すべて
を削除するものです。表の末尾に今回取得いたします旭町団地町営住宅6戸についま
して、住宅タイプごとに追加するものでございます。改正後、平成26年度建設1LD
K2戸、2LDK2戸、3LDK2戸、木造平屋の1棟6戸、所在地は旭町68番地3
ほかでございます。

次に(2)共同施設、駐車場になります。西町団地駐車場すべてを削除し、表の末
尾に旭町団地の駐車場として13区画追加するもので、月額使用料300円は規則で定め
ております。所在地は記載のとおりでございます。

住民への周知は9月の広報に掲載しており、公募は10月上旬を予定しています。議
案の条文に戻っていただきまして、ただいま新旧対照表で説明した内容を改正条文に
したものであります。

右ページ附則につきましては、旭町団地入居日を11月1日としていることから、こ
の条例は平成26年11月1日から施行しようとするもので、ただし書きとしまして、
第6条第2項第5号の改正規定で、法律名の一部改正は10月1日が施行日となること
から、ただし、第6条第2項第5号の改正規定は、平成26年10月1日からとするも
のです。旭町団地の完成は10月上旬を予定しています。財産の取得について議会の議
決が必要になることから、10月の臨時議会の開催をお願いするものであります。

以上、内容についてご説明を申し上げましたのでご承認賜りますようよろしくお願
いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 66 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 67 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 67 号 津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

金野建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 67 号 津別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

改正理由につきましては、旭町団地買取事業の実施に伴い今年度取得予定の特定公共賃貸住宅 4 戸の追加の必要があることから条例の一部を改正するものであります。説明資料 18 ページをご覧ください。2 の改正の概要につきまして、今年度取得予定の旭町団地特定公共賃貸住宅 4 戸の追加の必要があることから条例の一部を改正するもので、1 LDK 2 戸、2 LDK 1 戸、3 LDK 1 戸を追加するものです。あわせて駐車場として 13 区画追加します。

19 ページの新旧対照表で内容をご説明いたします。

左側の改正前、別表第 11 条関係、特定公共賃貸住宅の末尾に今回取得いたします旭町団地特定公共賃貸住宅 1 棟 4 戸につきまして住宅タイプごとに追加するものでございます。改正後、平成 26 年度建設 1 LDK 単身者向け 2 戸、2 LDK 世帯向け 1 戸、3 LDK 世帯向け 1 戸となっております。構造は、木造平屋で一部 3 LDK は 2 階建てになっております。所在地は 68 番地 3 ほか 1 戸当たりの床面積は 1 LDK 60.04 平方メートル、2 LDK 71.66 平方メートル、3 LDK 84.43 平方メートルとなっております。家賃は 1 LDK 3 万円、2 LDK 4 万円、3 LDK 4 万 7,000 円とするもので

あります。家賃につきましては、同じ団地にあります平成 25 年度完成と建設年が近く、面積、設備も同じことから同じ家賃とするものであります。

次に（２）共同施設、表の末尾に旭町団地の駐車場として 13 区画追加するもので、月額使用料 300 円は規則で定めております。所在地は記載のとおりであります。住民への周知は町営住宅と同じく 9 月の広報に掲載しており、公募は 10 月上旬を予定しております。議案の条文に戻っていただきまして、附則につきましては、旭町団地入居日を 11 月 1 日としていることから、平成 26 年 11 月 1 日とするものです。旭町団地の完成は 10 月上旬を予定しています。

財産の取得について議会の議決が必要になることから 10 月の臨時議会において開催をお願いするものであります。

以上、内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 67 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 68 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 68 号 津別町個別排水処理施設管理条例の

一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 68 号 津別町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由につきましては、平成 18 年に修繕費用等の負担として追加いたしました管理条例第 8 条において個別排水処理施設に係る撤去、移設、修繕等の適用について運用上無理が生じてきたことから文言の一部を改め、新たに人槽変更による改築の考え方を追加する改正を行うものでございます。

それでは、説明資料 20 ページの新旧対照表にてご説明いたします。第 8 条につきましては、だれが修繕、移設、撤去の費用負担をするのかを明確にするために冒頭、「町長は、」を追加し、「当該工事に要する費用を排水設備設置者等に負担させることができる。」と改めるもので、改正前の「費用の全部を負担しなければならない。」から「負担させることができる。」とし、町が行う範囲を広くしようとしたものでございます。なお、個人負担となる排水設置者等の責というのは、移設補償契約による移設や土地家屋の売買契約による撤去の場合で、そのほかは町が修繕、移設、撤去を行うものでございます。第 2 項につきましては人槽変更による改築の場合の規定がありませんでしたので、新たに改築規定を追加しようとするものでございます。条文につきましては改正後のとおり「町長は排水設備設置者等の責に帰すべき理由により、個別排水処理施設の改築が必要になったときは、当該工事に要する費用の一部を排水設備設置者等に負担させることができる。」としております。改築の場合は、浄化槽の新たな整備となり、受益者分担金の規定により設置の申し込みがあったとき設置費の一部をとして分担金が発生します。排水設備設置者等の責による場合は、この分担金と残りの改築費用がかかりますので費用の一部を負担させることができるとしております。なお、排水設備設置者等の責による場合とは設置後間もない改築等で、ほとんどの場合はこれに該当せず町が行います。

また、1 項、2 項と分けておりますのは、修繕、移設、撤去の場合は、受益者分担金の対象となりませんので区分したところでございます。

第 11 条につきましては、読点の整備でございます。

議案本文に戻っていただき、ただいま新旧対照表でご説明いたしましたものを条文にしたものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。

以上ご説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 68 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 69 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 69 号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（竹俣信行君） ただいま上程となりました議案第 69 号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、内容のご説明をさせていただきたいと思っております。

お配りしております資料の 21 ページをご覧くださいと思います。

こちらに新旧対照表を付けております。今回の改正につきましては、別表の組合を

組織する市町村及び市町村の一部事務組合に1団体を加えるものでございます。

地域は根室地域ということで、ここにアンダーラインを引いております「根室北部廃棄物処理広域連合」を加えるという内容でございます。

議案にお戻りください。ただいま説明した内容を附則として条文とさせていただきます。

失礼いたしました。附則の内容についてでございますけれども、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するという内容でございます。本件につきましては、地方自治法第290条の規定により議会の議決が必要なことから、ご承認を賜りますようお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第69号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、議案第70号 町道路線の認定についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（松橋正樹君） ただいま上程となりました議案第70号 町道路線の認定につきまして内容の説明を申し上げます。

認定する路線は町道 384 号線であります。提案理由につきましては、国道における不用物件については、地方分権改革推進により関係する市町村などへの移管が進められており、国道 240 号本岐バイパスの相生側についてもその対象となったため、本町としては町道、林道と接続し将来的にも使用していく必要がある道路であることから平成 26 年度末までに移管を受けるものであります。移管を受けるためには町道として路線認定をしておく必要があることから、道路法第 8 条第 2 項の規定により認定をしようとするものであります。

説明資料の 22 ページをご覧ください。整理番号 384、町道 384 号線は津別町字大昭 44 番地 3 を起点とし、同じく本岐 57 番地 2 を終点とする路線延長 901.14 メートルの路線であります。敷地幅は 20.14 メートルから 42.2 メートル、道路延長 873.25 メートル、重用延長 27.89 メートル、造成幅員 9.5 メートル、有効幅員 6.5 メートル、橋数 1 基、橋長 14 メートルとなっております。

位置は資料の 23 ページをご覧ください。国道 240 号分岐から本岐バイパス廃道部分まで、図面では実線の区間となりますが、これを認定しようとするものであります。

以上説明いたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 70 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 71 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 71 号 平成 26 年度津別町一般会計補正予算（第 3 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程となりました議案第 71 号平成 26 年度津別町一般会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳出において地域情報化事業でありますテレビ北海都市町村のデジタル中継局等の整備事業、市民後見人の推進事業、一般廃棄物最終処分トラックスケール更新事業、農山漁村活性化対策整備事業、鳥獣被害防止総合対策事業等を主体に追加増額補正するとともに、補助及び起債等をはじめとするそれぞれの特定財源を歳入において追加、増額補正しながら補正予算を組ませていただきました。

それでは、補正予算の条項をご覧ください。第 1 条第 1 項におきまして歳入歳出予算にそれぞれ 8,438 万 9,000 円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額を 56 億 8,575 万 1,000 円と規定するものであります。第 2 項及び第 2 条の地方債補正につきましては、資料の事項別明細書を説明後に内容を説明させていただきます。

事項別明細書について、まず細節から説明させていただきます。10 ページから 11 ページのほうをお開きください。最初に社会保障・税番号制度、つまりマイナンバーの導入に係る経費について全体を説明します。制度的には平成 27 年 10 月からマイナンバーの個人宛ての通知が始まりまして、28 年 1 月中に利用が始まる予定ということで用意をしているところであります。今回、目で言いますと 11 ページの一般管理費で関係例規の整備支援として委託料 54 万円、同じ一般管理費で、電算化推進事業の中間サーバーの利用負担金として 66 万 3,000 円。15 ページになりますが税務総務費で、北海道自治体情報システム協議会へのシステム開発負担金として 207 万 4,000 円、同じ

ページの戸籍住民登録費で、同じく北海道自治体情報システム協議会へシステム開発等負担金として 252 万 9,000 円、これら合わせますと 580 万 6,000 円の追加増額となるところであります。

それでは、それ以外の主な補正内容について説明いたします。財源変更のみの事項については省略いたしますのでご了承ください。11 ページにお戻りいただきまして款 2 総務費、項 1 務管理費ですが、目 1 一般管理費におきまして地域情報化経費といたしまして 1,756 万 7,000 円の追加となります。これはテレビ北海道を視聴するための事業につきまして、今年までとなる補助事業を追加要望できるということになりましたので、町主体の事業としましてデジタルテレビ中継局の整備と光ファイバーにより配信しています地域情報推進基盤施設の改修を行うものであります。

目 5 財産管理費では、社会福祉協議会が使用している第 2 庁舎の間仕切りの整備と、こちらの議事堂の外壁の修繕に 418 万 5,000 円の追加、相生の旧相生小学校前の教員住宅だった町有住宅の屋根修繕に 145 万 4,000 円の追加、さらに 13 ページになりますが町有地を売却したことによりまして土地開発基金にその分を 643 万 6,000 円増額積み立てとなります。

項 2 地域振興費については、目 1 企画総務費において、旧相生小学校の再利用に向けまして機械、電気設備等の総合点検をやるということで業務委託として 57 万円の追加となります。地域おこし協力隊事業は、車両の修繕料により流用した額の補正となります。

目 2 企画開発費は、森の健康館の温泉浴場の薬品洗浄、それから瀘材交換等の委託料としまして 133 万 7,000 円の追加となります。またシャワーブースの撤去等の内部改修工事に 124 万 2,000 円、屋根、外壁の改修工事に 183 万 6,000 円の追加となります。

目 3 企画振興費では、ふるさと定住促進事業の新築増により 280 万円の増額、それから 15 ページをお開きください。地域振興等経費につきましては、東京つべつ会にまると君を派遣しようということで、費用 10 万 5,000 円の増額となります。

以下は説明していますので、次 16 ページ、17 ページをお開きください。款 3 民生費ですが、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費の障害者総合支援事業経費におきまし

て、障害者等自立支援給付費支払い等システムの改修経費といたしまして北海道自治体情報システム協議会負担金として 52 万 5,000 円、平成 25 年度の障がい者医療費ならびに障がい者自立支援給付費の国及び道からの超過交付がありましたので、その返還金として 149 万 2,000 円の追加となります。

地域生活事業経費では、成年後見人制度、法人後見人制度、先ほど条例が可決しましたが、それに対する支援事業の社会福祉協議会への委託料として 69 万 5,000 円、あと自動車改造への助成として 10 万円の追加となります。

心身障害者等扶助経費は、対象者増によりまして 37 万 8,000 円の増加です。

次、18 ページから 19 ページをお開きください。社会福祉協議会助成経費につきましては、他の補助事業で人件費相当分の委託費用が見られることによりまして 138 万 8,000 円の減額、それから障がい福祉計画策定業務につきましては、本年が 3 年目の見直し年となっておりますが事情によりまして当初予算に計上していなかったため、今回 45 万 9,000 円の追加とさせていただきます。

目 5 老人福祉費につきましては、介護サービス支援事業となります。これは特別養護老人ホームの施設を移譲しました運営法人に対しまして、先に移譲しました備品の中で使用不能となったものがありましたので、その更新補助金として 118 万円の追加であります。

次、20 ページから 21 ページをお開きください。市民後見人推進事業につきましては、議案第 62 号で条例制定いたしましたあんしん生活サポートセンターの設置、運営に関し必要経費を補助事業を取り入れまして追加するものであります。昨年度の精算もありましたので、それらも含めまして 306 万 7,000 円の追加となります。21 ページ下段の介護保険施設従事者就業支援等事業につきましては、民間の介護施設の有資格者確保のための助成としまして住宅準備補助金 4 名分として 80 万円の追加をするものであります。

22 ページから 23 ページをお開きください。款 4 衛生費ですが、項 1 保健衛生費、目 3 環境衛生費で下水道事業特別会計繰出金として 50 万円、簡易水道事業特別会計繰出金として 32 万 4,000 円のそれぞれの増額となります。

項 2 清掃費、目 1 塵芥処理費につきましては、一般廃棄物最終処分場のトラックス

ケールにつきまして耐用年数が過ぎまして一部故障が出ているものの部品がないよう
で対応ができなくなってきました。そういうことから更新工事として 437 万 4,000
円の追加をするものであります。

款 6 農林業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費につきましては、25 ページのほうに
なりますが、補助事業等によりまして農地情報公開システムの整備事業として 138 万
3,000 円を委託料として追加になります。

目 3 農業振興費におきまして鳥獣被害防止対策事業の補助事業に鹿防止柵 1.2 キロ
分を追加いたしまして 1,000 万円の増額、それから農山漁村活性化対策整備事業につ
きましては、これはTMRセンターへの道路の舗装事業なのですが、その分について
補助事業残の 642 万 7,000 円を単独補助することとして追加といたします。

項 2 林業費、目 2 林業振興費につきましては、林業振興対策補助費等につきまして、
熊駆除に対応する報償費等補助に 51 万 2,000 円の追加となります。林業振興事務経費
につきましては、岩手県住田町で行われます全国木のまちサミットへの参加経費とし
まして 17 万円の増額となります。

次、26 ページから 27 ページをお開きください。地域材利活用推進事業におきまして
は、これは J-VER オフセット・クレジットの販売が伸びていることによりまして
販売手数料の増額 25 万 1,000 円となります。再生可能エネルギー推進事業は、予算の
の算出の計上誤りによります訂正の補正となります。

目 4 林業構造改善費につきましては、自然運動公園の桜につきまして、てんぐ巣病
の罹患樹木を伐採する委託料として 30 万円の追加となっています。

目 6 公有林費につきましては、労務単価の見直しを含めまして事業精査による増減
で 88 万 2,000 円の増額となります。

款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費は、28 ページから 29 ページのほうをご覧
ください。太陽光発電システム導入支援事業につきまして導入戸数が増えていること
から今回 72 万円の増額となります。

目 2 商工振興費につきましては、地域振興センターの玄関戸改修工事としまして 186
万 9,000 円の追加。

目 3 観光費は、簡易無線機を観光協会のほうに持ってもらっているのですが、その

再免許申請に伴う補助金として6万4,000円の追加となります。

款8土木費、項2道路橋梁費につきましては、目2道路橋梁維持費において、道路橋梁維持整備事業として橋梁部に係る舗装工事、舗装補修工事の増としまして85万2,000円の増額です。道路橋梁維持管理経費については、これ31ページにわたりますが、退職報償の計上漏れと道路工手に係る賃金等の126万5,000円の追加増額となります。

ということで30ページ、31ページのほうをお開きください。款9消防費、項1消防費につきましては、目2災害対策費におきまして、昨年行いました停電対策用の庁舎発電機設置工事の追加工事となりますが、林業研修会館への接続する回路の増設工事で51万9,000円の追加となります。

款10教育費、項2小学校費につきましては、項1学校管理費の小学校施設整備事業におきまして学校耐震調査業務の委託料382万3,000円の減額となります。これらはまず活汲小学校及び本岐小学校に係るもの、それから誤って津別中学校の分を計上したものを今回落とすということのそれらの合計となります。

32ページ、33ページのほうをお開きください。目2教育振興費の学校開校周年事業補助金となっておりますが、言葉としてちょっと間違っていると言いますか、内容としましては、これは本岐小学校と活汲小学校の閉校記念事業に対する補助金ですので、その点ご了承願いたいと思います。内容としては、本岐小学校60万円、活汲小学校32万3,000円、合計92万3,000円の追加とさせていただきます。

次、項3中学校費、目1学校管理費につきましては、小学校の学校管理費に先ほどちょっと説明しましたが、誤って計上していました津別中学校の非構造部分の耐震調査業務委託料について、これ流用もとへの162万円の増額となります。それから活汲小学校の閉校予定に伴いまして、旧活汲中学校の廊下補修工事を取りやめいたしましたことから62万7,000円の減額となるところです。

次に、項4社会教育費ですが、目2社会教育振興費におきまして青少年海外研修事業において希望者が多いということから、今回2名を追加させてもらいまして120万円の増額となります。目3会館管理費につきましては、公民館管理経費として中央公民館の床暖房の修繕が出まして45万円の増額となっています。

続きまして 34 ページ、35 ページをお開きください。暖房用燃料の増額 73 万 5,000 円の増額ですが、これは先に行いました中央公民館の改修工事におきまして設計変更に伴う工事費の増額が必要になりましたことから、流用もとに対しての増額補正となります。

項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費につきましては、圧雪車の油圧系統の修繕が必要になったことから修繕料 34 万 5,000 円の増額、目 2 体育施設費につきましては活汲小学校のスケートリンクの造成管理経費が当初計上漏れがありましたので、今回 39 万 4,000 円の追加をさせてもらうものです。目 4 学校給食費につきましては、急遽、故障により使用できなくなったエアコンを整備したことによりまして、それに対する流用もとへの増額補正となります。

それでは、歳入のほうをご説明したいと思います。4 ページから 5 ページのほうをお開きください。

款 11 分担金及負担金、項 1 分担金ですが、目 1 農林業分担金で鹿防止柵整備事業の受益者分担金として受益者 6%、農協 3%、計 9%、90 万円の増額となるところであります。

款 12 使用料及手数料、項 1 使用料ですが、目 1 総務使用料におきまして相生振興公社から相生総合交流ターミナル使用料として負担いただいておりますが、これは既に利用料となっておりまして利用料金として条例改正しており、また内容的には利用料金は指定管理者の収入となるということで、取り扱いに問題がありましたので、今回協定に基づき納付金として負担いただくこととして整理しまして、これは諸収入への収入科目の変更を行うものであります。

款 13 国庫支出金、項 2 国庫補助金におきましては、目 1 総務費国庫補助金としまして、ふるさと定住促進事業に対し社会資本整備総合交付金として 130 万円の追加です。先にまとめて説明いたしましたが、社会保障・税番号制度、マイナンバー制度のシステム制度費の補助金として 457 万 4,000 円の追加となります。

また、TVH受信のためのデジタル中継局整備事業の補助金として 795 万円の追加となるところであります。次、目 2 民生費国庫補助金につきましては、市民後見人推進事業として 277 万 8,000 円の追加となります。

次に、款 14 道支出金、項 2 道補助金ですが、目 1 総務費道補助金におきまして体験交流施設整備事業に対しての地域づくり総合整備金が 330 万円の増額となります。目 4 農林業費道補助金につきましては、農地情報公開システム整備に対しまして農業委員会等活動促進事業として 138 万 2,000 円の増額、鹿防止柵設置に対しまして鳥獣被害防止総合対策事業が 550 万円、地域づくり総合交付金が 19 万、それぞれ増額となります。目 7 消防費道補助金は、当初予算計上の防災対策事業に対しまして地域づくり総合交付金 250 万円の追加となります。

項 3 道委託金は委託事業に係る委託金の精査で 3 万 4,000 円の増額となります。

6 ページから 7 ページのほうをお開きください。款 15 財産収入、項 1 財産運用収入は、目 2 利子及配当金としまして女満別空港ビル株式会社の 20 株の持ち株に対しての配当金 3 万円の追加となります。

項 2 財産売払収入は、目 2 動産売払収入としまして J-VER オフセット・クレジット売払収入として 125 万 4,000 円の増額。目 3 不動産売払収入としましては、緑町と幸町の町有地売却収入 643 万 6,000 円の追加となります。これらにつきましては土地開発基金の積み立てといたします。

款 16 寄附金、項 1 寄附金は、目 4 教育費寄附金としまして船橋つべつ青少年交流協会から寄附金 3 万円を受けましたので、その増額となります。

款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基金繰入金は、まず一般財源の不足分としまして財政調整基金繰入金 163 万 2,000 円の増額です。あと、議事堂等外壁修繕工事、一般廃棄物最終処分場のトラックスケール更新工事の財源としまして、公共施設等整備基金繰入金 758 万 7,000 円の増額です。森の健康館の内部改修、屋根等改修工事、それから、ふるさと定住促進事業の財源と、あと青年海外研修事業の起債充当による増減と合わせまして 337 万 8,000 円が地域振興基金の増額となります。

款 19 諸収入、項 5 雑入につきましては、目 2 弁償金について、これは地域おこし協力隊車両が事故にあった際に相手側からの損害賠償金として 3 万 8,000 円の追加、目 5 過年度収入としましては、平成 25 年度の国庫道費負担金として 190 万 3,000 円の追加となります。目 6 雑入につきましては、順に公用車の事故共済基金として 28 万 7,000 円の追加、庁舎のガラス破損によります建物共済基金として 8 万 5,000 円の追加、相

生総合交流ターミナル納付金は、使用料からの収入科目の変更による 120 万円の追加、その他は青年海外研修事業の自己負担分として 10 万円の追加となります。

では 8 ページから 9 ページをご覧ください。款 20 町債、項 1 町債ですが、これらは各起債の配分通知がきましたので現時点の整理としまして起債の各事業につきまして、それぞれ追加増額変更となります。合わせて 3,024 万 9,000 円の増額とするものであります。

それでは議案の補正条文のほうにお戻りください。第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明しました補正内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理し、第 1 項の補正額及び予算総額とするものであります。

第 2 条は地方債の補正ですが、歳入で申しました町債の増額について、第 2 表におきまして追加 4 件、変更 2 件として整理しまして総額を 9 億 7,940 万から 10 億 964 万 9,000 円と変更するものであります。

以上、内容につきまして説明いたしましたので原案を承認賜りたく、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

昼食休憩 午前 11 時 59 分

再 開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

議案第 71 号 平成 26 年度津別町一般会計補正予算（第 3 号）について補足説明があります。

住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 午前中、ちょっと早口でしゃべりまして大変申し訳ありませんでした。

1 点、説明で足りなかったところがありましたので加えさせてください。歳出です。33 ページになります。その他小学校教育振興経費の補助金、学校開校周年事業ですが、先ほど説明したとおり中身は本岐小学校と活汲小学校の閉校式記念事業になっており

ます。執行にあたりましては、この二つの事業ごと別々の事業執行となりますので、本岐小学校の閉校式記念事業、活汲小学校の閉校式記念事業という形で別々な形で執行するという事で、別々な題目で執行するという事でご承知、ご了解いただきたくよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） それでは、本案について質疑を許します。

1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） 25 ページ、林業振興事務経費、全国木のまちサミットへの参加と旅費が計上されていますが、この事業がこういった趣旨で行われるのか、またどういった目的で参加するのか説明をお願いしたいと思います。

それから 27 ページ、地域材利活用推進事業、J－VER の販売手数料として 25 万 1,000 円が計上されていますが、毎年 400 万前後の売上収入があると思うのですが、今後、この部分を販路を拡大していくのか、また実際キャパはどのくらいあるのか、お得意さんであるソニーさんが経営状態もよくないということもあるので、また新たな販路を考えていく考えがあるのかどうか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） まず私のほうから 25 ページの林業振興事務経費の旅費の関係です。「木のまちサミット」ということで、これ住田町が町長のほうから以前から住田町、実は港区、うちが加盟しております港区との同じ加盟町村ということで、住田の町長は、一度津別町のほうに来て講演をいただいたり、職員研修をいただいておりますけども、その住田町の音頭で林業のまち、林業を主とするまちに第 1 回目というふうになるというふうに思いますけれども、そういう町村が集まって「木のまちのサミット」を開きたいということで案内の文章をいただきました。11 月に今予定をされている状況でありますので、ぜひ津別町も参加をして、そういったネットワークを拡大し、これからの林業振興に向けていきたいということで旅費を計上させていただいたところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（小南雅誉君） 27 ページ、J－VER の関係でございます。J－

VERに関しては、ソニー銀行さんが毎年 500 トンの契約をさせていただいてまして、その売り上げ分であります 196 万 8,000 円を計上させていただいているところです。今回、そのソニー銀行以外に 6 社の要望と見込みがあったものですから、その分を追加補正させていただくというものになっています。具体的な内訳としては、北海道リースというレンタ会社さんが 54 トン、あと環境省の取り組みで 1 トン、その後にソニー損保さんのほうでも 100 トンほど購入していただけるというお話が出ています。あとコープ札幌、サッポロビールによるキャンペーンで 6 トン、あと毎年ソニーが追加で 25 トンほど購入していただいているので、その分ということで合計 186 トン、125 万 4,450 円を追加させていただくという内容になっております。それに伴いまして 20% の手数料が発生しますので、その分が 25 万 1,000 円という形になっております。販路の拡大に関しては 6 月でもちょっと議会でも説明させていただきましたが、いろいろ表彰状の授与とか森林体験とか、そういったオプションを追加することで、より普及啓発を行っていききたいということと、ホームページにも改めて掲載するようにしましたので、改めて販路拡大を図っていききたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） 今お答えいただいた中で J-VER のほうにつきましては、うちのキャパシティー、販売できるのがどれぐらいあるのかというところのお答えが抜けていたので、その部分をもう一度お願いいたします。

それから、木のフォーラムのほうなのですが、行こうとするその意図はわかりましたけれども、実際向こうでどういう内容なのか、例えばフォーラムをやるとかシンポジウムをやるとか、何をテーマで話し合うかとかかわかっていれば、その部分も教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） 木のまちサミットの詳細の中身については、まだどういう日程でどういうことが行われるのかというのは詳細、承知をしておりません。そういう開催をするので参加してくださいという案内状をまだいただいた段階であります。多分、そういうフォーラムですとか、いろんな町村の取り組み事例だとか、そ

ういふことの交流がなされるのではないかなというふうを考えております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 小南産業振興課参事。

○産業振興課参事（小南雅誉君） 平成25年度にクレジットした総数が4,693トンあります。平成25年の実績で800トン、平成26年度で688トンの見込みとなっていて、販売数量は1,486トンになります。差し引きしますと27年度以降3,207トンほどまだ在庫というかクレジットがあることとなりますので、この部分が今後引き続き販売をしていきたい。PRをして販売をしていきたいというふうを考えています。この3,200トンに一応単価は1万円という形で設定しておりますので、それに消費税を掛けますと3,400万ほどのクレジットが残っているということになりますが、これは期限が決まっています平成32年までに売却しなきゃいけないということになっていますので、よりPR活動をしながら全額販売できるように努力していきたいというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉議員。

○1番（佐藤久哉君） 今小南参事のほうから最後にお話しあったとおり、もう期限のあるものですから、やっぱり販路を開拓していかなければならないと思います。またそうすることによって、ひょっとしたら企業とのつながりもできて、何か町にとって刺激となるような話があるかもしれないし、この部分は当然インターネットとかというのは遠い場所に対するいい販促手段だとは思いますが、そればかりでなく企業の中でやはりCO₂をたくさん排出する企業というのは、ある程度製造業とかで大手で決まってくるわけですよ、ですから、そういったところにダイレクトメールを出すようなこともちょっと考えてみてはどうかなと思いますので、私のほうからご提案させていただきます。

それから、木のフォーラムにつきましては、前向きな会議だと私は思いますので、参加することはやぶさかでないし、恐らく帰って来たら町長のほうから土産話というか我が町にとっても何か得てきたものをご披露していただけたらと思いますし、それはそれで有意義なことだと思いますけれども、行くばかりでなく、うちの町も愛林のまちを宣言している全国でも有数の森林のまちだと思いますので、ぜひそういったもの

を参考にしながら近隣とネットワークを組んで、そういったものの開催等もちょっと考えてみてはどうかと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 小南産業振興課参事。

○産業振興課参事（小南雅誉君） クレジットの販売拡大ですけれども、道有林のほうも J－V E R に取り組んでおりまして、道有林が J－V E R を売るときに必ず同じような取り組みをしている市町村、道有林がある市町村で J－V E R をやっている所は連携して一緒に売っていかうという動きもありますので、道有林との連携もちょっとさらに強めて販売していきたいということと、今仲介に入っているマイクロメイトジャパンというプロバイダーさんがいるのですが、そこを通じてより広く P R もしていきたいというふうに考えております。またダイレクトメール等についてもそういう情報を集めながら効果的にできるように検討していきたいというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうから全国木のまちサミットにつきまして、ちょっとお話しさせていただきます。

これは第 1 回ということなのですが、この 2 月でしたか港区と協定を結んでいまして 50 程度の全国の木のまちの自治体がありますけれども、そこの首長が集まってのサミットが毎年あるわけですが、そのときに今年林野庁の予算を使って、こういった木のまちを集めて木のまちサミットを毎年開いていきたいと。今回はスタートは岩手県の住田町になって、そこのフォーラムをやって、そして施設も見て歩くというような形のパターンなのですが、全国持ち回りにしたいという考え方のようなのです。それで、そのときにこちらのほうにも住田の多田町長さんに来てもらって講演会をしてもらった経過もありまして、津別もぜひ町長参加してくださいということで強く言われたわけなのですが、わかりましたということで帰って、当時 2 月に帰ってきて、そして具体的に今日程が決まってきたわけなのですが、実は開催日が町長選挙の告示日なのですよね、それで私はちょっと行けませんけれども副町長等首長たちが集まってまいりますので、そこに参加をして、そして次回開催地だとかいろいろ決まってくるのだろうというふうに思いますけれども、ぜひ津別町にも来て

いただければ単板協同組合の状況だとか、あれはもう住田の町長も見てびっくりして帰って行きましたけども、いろんな見ていただく所もたくさんありますし、ここに全国のいろんな首長が宿泊、関連者も皆集まってくるので、そんなことでうちの町もPRできればなということで、その第一歩ということでご理解いただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 先ほど条例のところでもちょっと質問させていただきましたが、21ページの今回条例が設置されたということで、条例というのは必要性があって設置するわけですが、この市民後見の推進事業の関係で先ほど数字的な関係をお聞きしたのですが、ちょっと詳細についてできればお伺いをしたいなというふうに思います。

高齢者というのは65歳以上を指しているわけですが、65歳からこの65歳以上の現在の年齢別、できれば65歳から69歳、多分区分をされていると思いますが、人数とその中の認知症と思われる患者というのか、その人数についてもしわかればお知らせしていただきたいと思います。

それから、25ページの農業委員会の関係の予算でございますけども、委託料で農地情報公開システム整備事業というのが138万3,000円ほど計上されておりますけども、この中身については業者に委託にかけるのだと思うのですが、委託にかけてその成果品がどういうふうになるのか聞きたいというふうに思います。

それから、27ページの町有林整備事業、今回間伐事業、それから等補正をされておりますけども、間伐事業で労務単価のアップということで改正されているところです。それでこの関連についてちょっとお伺いをしたいと思いますが、公有林の購買についてはそれぞれ手続きを得てされていると思いますが、現地の調査それから受け入れについてどのようにされているのかお伺いをしたいと思います。

それから、33ページの青年期振興経費の中で今回海外派遣研修で120万ほど追加されておりますが、当初予算では3名ほどの予算だったと思いますが、応募が多かったという説明がありましたが、何人応募されて今回2名の追加補正だというふうにお聞

きしましたが、できれば多かった理由について何人応募されたのかわかりませんが、応募された多くなった、今まではほとんどぎりぎりか、それぐらいの応募しかなかったと思いますが、今回多くなった理由についてお伺いをしたいというふうに思います。

以上、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 今質問のありました認知症の年齢別の推計はどうなっているのだということだと思っておりますが、先ほど条例の中で説明した部分につきましては26年3月末で要介護認定が385人の方を受けたと、そのうち250名について認知症の疑いということでお話ししました。実は先日、認知症サポーターの養成講座を開いてございますが、その中の資料として出しておりますのが認知症の推計人数というのを26年の8月30日現在で出しております。そこでいきますと65歳から69歳までの人数が467人いるということで、そのうち認知症の推計人数として8.9人。70から74歳につきましては452人います、そのうち20.3人。75歳から79歳につきましては439人いますと、そのうち推計人数として38.6人。80から84歳までにつきましては370人いますと、そのうち67.3人。85歳以上392人そのうち132.9人が認知症と推計されるということで、65歳以上の人口2,120人に対しまして268人が認知症の疑いがあるという推計を出しております。

それで、この認知症の一つの定義と申しますか、その部分でいけば日常生活自立度という部分で出しておりますが、そのうちのランク2以上ということで、ランク2でいえば日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、だれかが注意していれば自立できる。これからが大体認知症の高齢者という定義に入ってくるのかなということ、その中で家庭外で今のような症状が見られるかどうか、見られる症状、行動の例といたしましては、たびたび道に迷うとか買い物や事務、金銭管理など、それまでできたことにミスが目立ってくるというのが一つの目安かなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） 25ページの農地情報公開システム整備事業の関係に

ついてご説明を申し上げます。

このシステムの内容につきましては、津別町の農地全般を電算化の整備を行いました、議員ご承知のことかと思うのですが、農地中間管理機構が制定をされまして、全国の農地がだれでも見れると、農地の状況を。こういうふうにする目的としては、農地の流動化を適切に図っていくという目的があるようでありまして、この間、農業委員会の中でもいろいろ議論がありまして、公開するにあたっての個人情報の開示になるのではないかといろいろありました。実際にはインターネットのほうで、この整備がなされればインターネット上で全国の遊休農地の情報ですとか、そういったものが見れるようになると。それにあわせて津別でも当然のことながらそういうシステムを構築をしていくということで、歳入も同額の金額を見ておりますが、これに係る経費については100%国が補助をします。国が主導で進める内容でありますので、地元で負担するということはさせないということを当初から説明を受けておりましたけれども、そういったシステムで要するに今農地の流動化を図っていくという遊休地対策を図るという目的のようであります。

ただ、津別町におきましては遊休地現在ありませんし、仮に離農されたり農地が出てきた場合については、現在賃貸なり売買ですべて流動化されている状況にあります。今年からこれ始まるものですから詳細、具体的な中身についてはまだ細かく把握はしておりませんが、大枠の流れではそういうものだということで津別町も設置をしていくという状況にあります。

それから、27ページの町有林整備事業でありますけれども、今回の補正の分については委員会のほうでも説明させていただいておりますので、中身についてはご承知かと思っておりますけれども、先ほど質問のありました調査、それから受け入れ等についてはありますけれども、平成21年から町有林の施業関係全般にわたりまして津別地区の林業協同組合のほうに随契という形で委託をしております。これの主たる目的につきましては、安定的な町有林の施業を進めて行くという内容で造林から保育、間伐それから一般の管理業務等々委託をしております。その中で皆伐、それから間伐については当然立木調査を実施しなければなりませんけれども、その立木調査を行うのは当然町の職員、技術者が行って、皆伐については全木調査をいたしますので、木の樹高です

とか径級ですとかを1本1本調査をすると。その実際に木に径級を測るものを当てる作業員として林協さんのほうから出てきていただいているということです。

それから間伐事業につきましては、当然すべて間伐するわけでありませんので、間伐をする選定木についても町のほうで選定をすると、指示をしてそれを測るという形になります。皆伐については立木で売り払いますので調査後に立木の材積を計算できますけれども、間伐については間伐した材をさらにまた材積を計算しなければなりませんので、用途ごとに長さを選定をし、1本ごとすべて径級を測り材積を出します。1本ごと径級を測るのは林協さんに委託をしております。ただ、当然町のほうも技術者が行って、その中から抽出をして計測が正しいかどうかという確認を当然しております。

そのほかに一般管理におきましては、林道の草刈りですとか側溝の土砂上げ等につきましては、同じく林協さんのほうに委託をしているという状況であります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（藤原勝美君） 私のほうから青少年海外研修事業につきましてご説明申し上げます。

申込み人員が急に増えた理由といたしましては、高校自体の訪問活動のPRに好感を持っていたのではないかなということと、今回の2次の面接の際8名の方が面接されたということで、その中からでも津別高校への進学を選んだ理由の一つというふうにお答えになった方が多数おられます。また、高校からは今回2次試験、面接以外に今回申し込みには至らなかったまでも、来年以降もちょっと申し込みをしたいという方も数名おられたということで、かなりの人数が参加したいという方がおられるということとを踏まえまして、津別高校の振興対策の一つでもありますので、こちらにつきまして平成23年からちょっと5名から3名に減らした経過はございますけれど、そういう振興対策の一つとして、また3名から5名に増やしたということで、今後もこの水準が維持できるのではないかなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 意外に高齢者の中の認知症の推定人数ですけれども多いなど

いうふうに思います。多分この中にひとり暮らしもかなりいるのではないかと考えております。この認知症の、地域としては、だれがどれだかわからないわけですが、この情動的に難しいものがあると思いますけども、やはり町民にこういう数字的なものをある程度出せるものは出して、今回の条例の設置目的含めて多くの方に理解していただくことが大事ではないかなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、25 ページの関係でお答えいただきましたが、全国の農地の情報が見れると、そういうことになるのではないかとというふうにお答えいただきましたけども、農地の流動化というか、そういうものもあると思いますが、わかれば情報の内容というのは、いわゆるどういう情報の内容なのか、もしわかればお知らせいただきたいなと思います。

それから、町有林の整備事業の 27 ページでお伺いしたのですが、委託にしているものと直接職員が行っている部分があるというふうにお答えいただいたところです。先に林業専門員を募集していたようですが、なかなか見つからないという情報もいただいたわけなのですが、その後どうなっているのか、もしわかればお知らせいただきたいのと、この委託にかけている委託の委託先というのですか、民間だと思えますけども委託先の関連について林協の組合員なのか何なのか、現在の状況についてお伺いをしたいと思います。これはなぜお聞きするかと言うと、切り出した材木を受け入れ調査する場合に間違えがあると非常に町が損害を被る場合もありますし、買う側についても損害を被る場合がありますので厳密にやられていると思えますけども、それあたりの関連について心配がないのかどうかお伺いをしたいと思います。

それから、33 ページの海外研修の関係で、いいことだというふうに思います。8名の方が応募されたというふうに聞いておりますが、応募された理由についてお伺いを多分されて津別高校を選んだ一つの理由になっているというふうにお伺いしたのですが、来年もそのような状況に生徒が希望しているというか、そういう今お答えをいただいたのですが、できれば3名とか5名でなく、できれば振興対策上につながるのであれば、ある程度の人数を当初予算から組んで追加で補正することなく、ある程度重要な津別高校の振興対策の一環とするのであれば当初から進めていただきたい

いなと思いますが、考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 町民に知らせる工夫というのが必要でないかということでございましたけども、実は9月13日の日に中央公民館におきまして徘徊模擬訓練とサポーター養成講座を開催してございます。やっぱりその中の皆さんの感想としては非常に勉強になった、また、もしかしたらあのおばあちゃんは認知症だったかもしれないというような声が多数あったということでございます。それで内部でもお話ししたのですが、今まではサポーター養成講座も依頼があれば出て行くというような姿勢だったのですが、これからは積極的に行こうと。自治会等に行ってサポーター養成講座を受けていただいて、認知症を知っていただいて、地域で見守れば暮らしていけるというような体制をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） 25 ページの農地情報の関係ですが、公開の内容につきましては地区名、津別でいいますと「字どこどこ」という地区名が表示されると思います。地番、面積、所有者については、これは北海道全体として個人情報になるということで農業委員会としても強くそこは表示しないようにと。当初は国も所有者も出すというような言い方をしておりましたけども、今聞いているところでは所有者は出さないということで主要な地区、地番、面積というふうに承知をしております。

27 ページの町有林整備の関係ですけれども、林業協同組合のほうに随契で委託をしております、実際にそれを行うのは林協の組合員の方であります。それから調査、材積等の調査の間違えがないかどうかということでもありますけども、先ほども申し上げましたけども、特に間伐材については山のほうで立木のまま調査を行いますけれども、それを切って土場に並べます。用途ごとに土場に並べるわけですが、その段階で当然1本1本径級等を測り材積を計算するのですが、その中でうちの職員が行って抽出で木の丸太に何センチと書きますので、1本1本書いていきますので、それをすべて職員が全部チェックはできませんので抽出で、それが合っているのかどうかというところを抽出でやります。先ほど言いましたように素材で売り払いますから、逆に町のほうが少なかったり、多いのを少なく売ったりということは大変お金に影響

してきますので、当然のことながらそこは十分注意をしてやっているところでありま
すし、もう一つ実際に素材を売り払いする2週間ほど前ですけども、すべての購入予
定者の業者の方と現地において説明を行います。土場に1カ所1カ所行きまして、積
んである素材を見ていただくということを毎回やっておりますので基本的に間違いは
ないというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（竹俣信行君） 林業技術者専門員の採用についてのご質問についてお答
えしたいと思います。

林業技術者につきましては、昨年、今年の4月に採用ということで昨年来準備を進
めておりましたが残念ながら採用には至りませんでした。その後、今年、今年度にな
りましてから4月にホームページ等で募集を始めまして、実は昨日9月18日をもって
応募を締め切ったところでございます。応募の状況につきましては、道内外から5名
の方が申し込みされておまして、今月9月28日、日曜日に作文、面接等による採用
試験を行う予定でございます。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 33ページの青年海外研修事業について私のほうからお答え
をいたします。今後の方向性ということもありましたので、その辺も含めてお話しを
したいと思っておりますけども、今年5名派遣するというので、そうしても来年手を挙げ
なくても残り3名はいるということでもありますし、来年恐らくまた手を挙げてくれる
のではないかというふうなことで主幹のほうから申し上げましたけども、その5名の
内訳として単年度で、最初に申込みした枠と、それから1回目、あるいは2回目の選
考から漏れたという人材、だけでも頑張れば引き続き頑張るということを見せてくれ
れば2年、3年目に海外に行くチャンスはありますよ、というようなことの含みを持
たせるということで、私としては5名ぐらいが適当かなというふうに思っております。
このほかにも、どんな魅力を持たせるかというようなことで、いろいろ振興対策のほ
うの力をいただきながら進めておりますけども、なかなかこれといった特効薬は見つ
からないということが現実、実態としてあります。

今回、道教委から示されました高校の配置計画でありますけども、今回、今年度卒

業する中学生 16 人全体で減ると、昨年に比べて減るということで、ただ減りはするのですけども間口は変わらないということで、より 26 年度入学よりも 27 年度入学、これ中学区についてですけども厳しい状況にあるということは、これは高校からもお話を伺っていますし、私のほうもそういうふうに認識しているところであります。

したがいまして、昨年以上の取り組みが必要なのだろうというふうなことで今いろんな動きをしていますけども、10 月に高校のほうでリーフレットをつくるという、新しいものができるということでありますので、私のほうもそれを待ってまた近隣の中学校訪問、それから高校のほうも独自で学校訪問をするというふうなことにしております。

先般、伝書鳩のほうに訓子府高校の広告載っておりましたけども、やはり項目を上げることもより具体的に何に取り組んでいるんだと。例えば、北見の学校を選ぶか津別の高校を選ぶかというときに、もちろん学力だとか、そのほかいろんな魅力がありますけども、そこにきちんと子どもさんだけではなくて親御さん、保護者のほうにも理解をしてもらえそうな内容を掲載すると、そういった見せ方をするということが大事なのではないかなというふうにここ 1、2 年の取り組みの中で思っているところであります。したがいましてリーフレットには、できるだけ北見からのバス賃が 4 分の 3 補助ということではなくて、具体的に 6,000 円で来れますと。北見から 6,000 円で通学できますとか、そういう具体的な数字をきちっと出しながら進めて行きたいなというふうに考えているところであります。

海外派遣につきましては、今現在 5 名でどうかという話をしていますけども、さらに高校のほうと協議しながら効果の上がるものであれば、また議会等のご理解をいただきながら、より良い方法を進めて行きたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） お答えをいただいたわけですが、この高齢者問題について、町のほうは常にこの問題について 65 歳のパーセントを強調して、そこらいろんな会議で町長含めて職員も言われるようですが、40%を超えた。やはり 65 歳以上の人たちにすると、あまり高齢化率を強調して言われると何か暗い気持ちというので

すか、せつかく明るい町にしようというのが何かそういう雰囲気にありますので、注文ですけども、やはりもう 65 歳と言ったってまだバリバリ現役に近い方が多くて、活躍しておられるのに、あまり強調して言うのはいかなものかと思imasuので、私としては 75 歳以上が高齢者ではないかなと思imasuので、できればそれあたりをもう少し、どこかの町でそういう宣言をした町があるというふうに出ておりましたけども、やはりこの小さい町で当然この高齢化率は進むのは当たり前の話で、それをあまり強調して言わないで、できれば違う形で言われたほうがよろしいのではないかなと思imasuので、町長の考えがあればお伺いをしたいなと思imasu。

それから、27 ページの町有林の受け入れについて、林協の組合員に委託されているということで、その受け入れの仕方というのですか、そういうものを講習会だとか、そういうきちっと厳密にやる方法とか、町のほうとしてやられているのかどうか伺いをしたい。というのはなぜかと言うと、当然受け入れするときは、測るのは末口の径を測って出すわけですけども、上下、元と末を間違うとえらい話になりますので、その集材したときの積み方だとか、そういう方法やられているとは思imasuんですけども、きちっとした組合に対してのそういう方法について、やっているのかどうか再度お伺いをしたいと思imasu。

以上、再質問についてよろしくお伺いをしたいと思imasu。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（深田知明君） 最初に私のほうから 27 ページの町有林の整備の関係ですけども、もちろんそういったことについては間違えないように指導といいますか担当のほうでも話しています。林協さんのほうで実際に間伐の立木調査を行っている業者というのは 2 社ございます。その 2 社ともこの間私が町有林のほうを見るときか担当してから、そういった間違えないというふうに認識しておりますし、当然現地説明をやる時も私も立会をしておりますので、そういったことはないというふうに認識をしておりますので、以降、ないから、これからということもありますので、そういう点については十分注意をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 高齢化率の関係でご質問がございませぬども、あまり使わないうにということでありませぬ。私もことさら使っていることはいないのだけれども、国で決めている高齢化率というのはいこういう算式だといふのがありませぬので、それは全国一律出てきませぬので、その比較の上において津別はい今いこういう状態になつていいるといふ意味合いいでは使わせていただきますけれども、早く言えいば 65 歳以上の人口といふことですので、そこには何といひいませぬか元氣な方もパークゴルフなんかを見てもいそうですし、本当に元氣な方たちもたくさんいませぬので、要はい 65 歳以上の人口が多くなつて、そして子ども的人数が減つてきていいるといふことで分母と分子の関係で率がい、高齢化率といふ名前の率が高くなつていっているといふ内容でして、人数を見ると、ほとんど変化がないといふ 2,100 人台ずっと続いているといふ状態なのです。ですけれども、子どもだとか、いこういうのが少ないものですから 65 歳の方たちの比率が多くなつてきていいるといふだけのことではないかと。ですから統計上のものがありませぬので、それはそれとして、いこういう 65 歳以上だといふことは必要以上に使う必要はいありませんので、そこに今必要な政策だとか何とかがいこののは、必要な部分について推進していくといふふうにとらえていただければなといふふうにい思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

2 番、白馬康進君。

○2 番（白馬康進君） ちょっと 1 点だけ伺つておきたいといひ思いますので、よろしくいお願いします。13 ページの森の健康館管理業務のところでちょっと伺ひますが、私も所管も事項からちょっと離れてしまひまして、森の健康館においては所管のときにはいろいろと調べたりしまひしたけれども、今回ちょっと私もこの森の健康館業務の中で委託料と工事請負費が載つていませぬけど、この関係におきまして今少し説明を伺ひたいといひ思いますので、よろしくいお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 横山産業振興課参事。

○産業振興課参事（横山 智君） ただいまご質問のありました森の健康館管理業務、これにつかまひしてご説明させていただきます。まず委託料、温泉瀘材交換等業務といふことで計上させていいただひておひいます。これにつかまひしては温泉水の配管の関係、これにつかまひして皆さんご承知かといひ思いますけれども、今年の 6 月に埼玉県等でレジオ

ネラ菌、この関係で死亡者等が出たといったようなことで当該施設につきましてもこの検査を行いました。それで非常に危険な状況と言ったらおかしいですけども、そういうことで今まで管の洗浄ですとか殺菌等していなかったといったようなことで、このことをやりたいということで管の洗浄…。まず温泉の管の洗浄、これそれぞれ男女なり個室風呂、ジャグジー、泡風呂の関係、それらすべてやっていきたいということです。それに伴いまして瀘材の交換、砂等ろ過材として使っていますけどもこれを交換すると。それと配水池の水槽の清掃、これは水源地の配水池の清掃ですけども、これにつきましては4月の10日にちょっと水が不足するといったような状況で一度空になりました。それで臨時休館もしたのですけども、その関係で土砂といいますか砂、これの流入等があったりしたものですから、これらも同時期にやりたいと。それと新館といいますか、そちらに2トンほどのストレージタンクがあるのですけども、それも清掃するといったようなことで、今回それら一切含めまして133万7,000円の増額補正をお願いしているという状況です。

それと内部改修工事につきましても、これにつきましては前指定管理者愛生の杜、そこが指定管理となった際に改修いたしまして本館のほう8室にシャワースペースを付けました。その後、現指定管理者であるアンビックス社さんが運営を行っていますけども、非常にシャワースペース、そちらにはストレージタンク等がないものですから高低差による自然流下で水を送っているということで、シャワースペースとはしているのですけども、非常に水圧がなく、シャワー上から出る部分なり横からも出る形になっていますけども、水圧がなく用を足さない状況にあると。なおかつ外国製なものですから、部品、今故障なりした場合に部品の調達ができないといったようなことになっております。その結果、お客様から実質使えないものを設置しているといったようなことでクレームの対象になっているという状況です。そういったことから、その施設、使えないのであれば撤去して、きちっとした脱衣場といいますか何といいますか洗面所のスペースを確保した状況で内部を改修したいといったようなことで8室分の124万2,000円、これを計上させていただいております。

あと、屋根の関係、改修工事で183万6,000円、これ計上しておりますけども、この屋根につきましては要は客室への雨漏り、これが発生しております。この屋根につ

いては過去にも 19 年度に防水工事、20 年度に塗装等を行っているのですが、22 年よりアンビックス社さんが運営をしておりますけれども、24 年度、おとし、そのときに 2 階の 2 室で雨漏りが発生しております。それに伴いまして客室の天井の修繕等を行ったところですが、今年の 6 月になりましてまた雨漏りが発生したということです。ごく最近では 8 月の 10 日から 11 日にかけて、このときも雨によりまして雨漏り、いずれも風を伴った雨、この際にそのような雨漏りが発生しているといった状況から 2 階の上に明かり取りの天窓的な明かり取りの立ち上げがあるのですが、その部分でないかと。今過去にこういう修繕等を行っても、その雨漏りがする場所を特定できないでいると。それでこういうことになっているのですが、その明かり取りの天窓部分の壁なりをはがして、すべて補修しようといったようなことから 183 万 6,000 円を計上させていただいているという状況でございます。

○議長（鹿中順一君） 2 番、白馬康進君。

○2 番（白馬康進君） この金額をつけた状況というのは説明である程度は理解するわけですが、私は温泉の清掃問題の配管の清掃で委託料ですから、これ今まではこういうことをやっていなかったと今参事が言うのですが、これは清掃というのは定期的いきちっとアンビックスのほうで何年に 1 回かわかりませんが、これしばらくやってない状況で、こういうような形で金額が大きくなって、管の全部、一斉掃除をするということになったのか。それとも、過去においても、きちっと定期的にこういうことをやっているのか。これ殺菌消毒ですから、当然やっていなかったらおかしいですよ。それは配管が詰まってしまって一遍にこういう金額で委託料をかけてやるというのは、ちょっとどうなのかなと思って私質問をしたわけですが、その辺は今までの流れからいってどのようにやってきたのか、ちょっとわかっていたら教えてほしいと思います。

それと、内部改修工事ですが、これはシャワーブースですか、これはもう一度聞きますけど、これ用が足りていないと、お客さんからクレームがついていた。これは水圧がなくて用が足りないということの説明を受けますけど、これ 8 室の所を全部撤去してしまうと、これは付けたものを取ってしまうと。これは付けたときからそういう状況というのは、今日までずっとこういう状況であったのかどうか。一時使えたも

のが今急にこういうふうになったのかどうか、それでなかったらおかしいと思いますよ、これ。撤去したものは使わないのでしょ、はっきり言って。だから、これは私は水圧を上げて使うのかなと思って、シャワー交換でもするのかなと最初思ったので、今確認のために聞いたわけですけど、今の参事の説明では撤去するということです。ですから最初からそういう状況がわかかっていてつけていたのか、お客さんからクレームがついて初めて、これは用が足りないから付けておいても何もならないということでやったのかどうか、その辺もう1回伺いたいと思います。

それから、屋根の関係ですけども、これ私も当時所管のことで現場行ったりして屋根の雨漏りはいろいろと見てきましたけど、なかなかどこから漏っているかわからないと。今回は天窓の所から雨漏りがしているということで、根本的にこれはきちっと直すとき直しておかなかつたら、せつかくこれだけの金額をかけてもまた後でどこから発生するとは思わないけど、その辺は根本的にきちっとやっておかなかつたら私はだめでないかと思うのですよね。そのことをもう1回聞かせてほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 横山産業振興課参事。

○産業振興課参事（横山 智君） それでは、まず最初に管の洗浄の関係ですけども、管の洗浄自体は特にやっておりました。やっていたのは、瀘材の交換、これは2年ほど前に24年度のときにやっております。実際、温泉の循環ラインの薬品洗浄、これはやっていなかったものですから、これを今回やると。この理由は先ほど申し上げましたレジオネラ菌の危険性が出てきていると、だんだん管の中にそういう菌が付着する度合いが強くなるといいますか、しなければそういうことが原因でレジオネラ菌の発生なりが増えてくるといったようなことでこれをやりたいということです。ろ材の交換は一定程度の期間ごとにやっております。これは循環なりでろ過しながら使っておりますので、その汚れぐあいを見てやると。今回は循環ラインを薬品洗浄するので一定程度といいますか相当な管の詰まりだとか、そういうものが出てくるだろうということで、この瀘材も一緒に交換すると、管洗浄した後に瀘材を交換するということです。先ほど申し上げました配水池の水槽清掃、ストレージタンク清掃、これについては先ほど申し上げましたように春先に水不足が配水池のピット内が空になる状況になったということで砂等が入り込んだものですから、これを実施するということ

でございます。

そして内部改修のシャワーブースの関係ですけれども、これは先ほど申しあげましたように愛生の杜、19年度から指定管理者となりました愛生の杜が設置したものでございますけれども、はっきり言いまして本館部分と申しますか古い部分については自然流下の水圧でしかない。先ほど温泉の循環ラインで説明しましたストレージタンクというのは新館のほうに付いています。これは水圧、圧をかけて水を送ることができます。ただ、本館のほうにはそれがないのもともと水圧が低かった。それでシャワーブースというのは上からでなく横も、体の側面からもシャワーが出るような設備なのですけれども、もともと横からなりの水圧はもう非常に低くて飛ばない状況だったということは聞いています。ただ、これは私が聞いているのは今のアンビックスの上野支配人から聞いているという状況ですけれども、そういう状況であると。なおかつ部品、先ほど申しあげましたように故障等で発生しているのですけれども部品の調達ができないといったようなことで、使うとすれば部品の調達ができて水圧を加えることができれば使えないことはないのですけれども、現状ではそういう状況から使えない。使えないものを設置していることによるクレームが多いということから、全く撤去するという判断をしたところでございます。

屋根につきましても根本的にということでもありますけれども、19年度と20年度に防水工事と塗装をやっています。ただ、その後に雨漏りが発生して、先ほど申しあげましたように天井の修繕、客室の天井等の修繕を行ったのですけれども根本的な解決はできていなかった。それで、近年と申しますか私が担当になってからも6月と8月に雨漏りがして、この24年度に1回屋根の修繕をしたときは、屋根の裏側と申しますか内側に天井の上にビニールシート等を張りまして雨漏りした水をそれで受けて影響のない所に流すという方法しかとれなかったと、雨漏りしている所の場所を特定できないで、そういう方法を取らざるを得なかったということでございます。それで今回もこのように雨漏りが発生していますし、8月にはお客様が朝起きてチェックアウトする際にバスタオルが濡れていたと、それを取ったら畳まで濡れていてどういうことかなといったら、雨漏りによって屋根裏に抜ける検知口、そこの所でそのビニールに穴が空いていてむってきたということでもございました。それで、そうであればきちっと場

所を特定するなりして直さなければ、今後その部屋を販売することができないといったようなことから今回補正をさせていただくということにしました。実際そのように8月の際に雨漏りが部屋まで落ちてきたのは1室ですけども、影響を受けているのが3室あります。それで、先ほど申しあげました明かり取りといいますか立ち上げの部分、2カ所になるかと思うのですけども、その部分の壁を張り替え、あと2階の屋根の部分、それをちょうど明かり取りの二つの分が屋根のトタンのスパンでいくとちょうど二つ分ですので、そこまでやりたいということで計上させていただいた状況です。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 2回目の質問でさらに状況がよくわかりました。最初の委託料の部分においては、これは委託にかけているということですから恐らくどこかの業者にやらせると思いますが、瀘材の交換はしているけど温泉の洗浄はしていなかったと。これ、あれでないですか、管がだんだん古くなってきて、ある程度これを定期的にやっているのが私は普通だなと思ったのですね、これどこでもレジオネラ菌が発生して騒いでいるということですから、これは一番初期的な清掃じゃないですか。これはちょっとお粗末ですね、話を聞いていると。そして、これだけのお金をかけて今回全部管を一斉にやると。これは町として小規模の修繕改修はアンビックスが持ち、大規模改修は町が持つということでルールで決めていますけども、これらにおいては、これだけの金額をかける前に、やっぱりアンビックス、運営している会社がやっぱり事前にこういうことをやるというのが本来筋かなと私は思うのですけど、その辺はどのように今後きちっとしていくのか、これは今回仕方がないですから予算は認めますけど、これはやることはやらなかったらサービス業ですから大変ですよ、はっきり言って。

それから2番目のシャワーの部分、当時は愛生の杜が設置したと。これも支配人から聞くまで、今日までこの状態で置いていたと。これもサービス業として何も支配人はそうしたら言わなくて、今日になってから全部もう用が足りませんから撤去してくださいってことで話があったのかい。これの筋もちょっとおかしいんじゃないですか。何ぼ設置したのが愛生の杜でも、今アンビックスが指定管理者になってから何年になりますか。それが今日までこの状態で置いておいて、使えない状態で置いて、

今になって撤去しますからこの費用を認めてくれと。これもちょっといきさつ上私はどうなのかなと私は思いますけど、予算は認めますよ、はっきり言って。だけど、こういうやり方ってちょっと変でないかと思えますよ、はっきり言って。もう少し早めに、きちっとこういうこともあるというならいいけど、当時、私は所管の委員のときに、これは見に行ったことはありますけど、そんな話は出ていませんでしたよ、はっきり言ってシャワーの交換なんて。今話は離れてしまったから初めてこういう質問をしていますけど、だから私はやっぱりこういうことは事前にきちっと、やっぱりよくアンビックスと町が話し合って、やっぱりサービス業ですから本当にだめなものはだめだということで、改良するものはするものであって、早いうちにきちっとしなかったらおかしいんじゃないですか。

それと、最後の雨漏りも2部屋だかに雨漏りしていると。これは大変ですよ、はっきり言って。これは緊急性を要しますよね、はっきり言って。だから直さざるを得ないと、これも当たり前ですよ、はっきり言って。雨漏りが、どこかわからないような所で直すわけでないから、2部屋がむっていると。これはお客さんに本当に迷惑をかけますよね、これは緊急性を要する。だから今回屋根の修理するんじゃないですか、緊急性を要するから。私は前にも何回も言ったけど、それは時期が来て古くなれば直すものは直すと。だけど町長に私もう1回言うけど、指定管理者に1,500万以外に過去何ぼ使っていますかと、私は再三町長に言ったことがありますよ。それを町民に聞かせると、じゃあ白馬さんと、指定管理者以外にそんなに森の健康館って金がかかっているんですかと。それはいろいろと古くなればサービス業であれば直さなきゃならないからと。そういうことは全然わかりませんよ、私たちと。だから総額にしたらどれぐらいかかっているんですか、年間と言うのですよ、この頃はかけていませんよ、お客さんは行っていません、地元の、よそから来ると。町の利用者があまりなくて一生懸命こんなところに金かけたって、町民から見たら何であんな所にそんなに金がかかるんですかって。黙ってぶっ飛ばしておけという人もいますよ。そうはいかないから、それは直すところは直さなきゃいけないということで、私たちもそれに応えてやっていますが、今回のことにおいては、ちょっと私はやっぱり考えてもらいたいと思いますよ。

それと、この機会に聞くけれども、この雨漏りの箇所と、まだ修繕箇所、雨漏りも含めて、これから先どうしても直さなきゃならない箇所は点検しているのかどうか、その辺もちゃんと捕まえているのかどうか。いよいよになってから、お客さんにクレームついてから直すという施設ではないですよ、はっきり言って。だからその辺はどのように押さえているのか。

それから、私町長にもこの間言ったけど、サウナの件で言いましたよね、町長。サービス業で通年的にサウナを使う人が行って、何なの、サウナ壊れているじゃないかと。そうしたら町長は、私も行っていますからさっそく直しますよと言っていましたけど、その辺はどうなっているのかな。きちっと直ったのかな。あれ低温サウナですから半分消えたら用立たないのですよ、あれ。あんなものあったって、なくなっても同じですよ、サウナなんて。もともと温度が低い所に半分消えた赤外線を置いたって、あんな所にサウナになんて行かないですよ、はっきり言って。それは直したのかどうか。

それから町長に聞くけど、こういうやり方でさっきに振り返りますけど、やっぱり町の施設として住民があまりあそこを利用していないという中で、こういういろんな箇所がこれから出てくるのですよ、古くなると。そういうお金を、ただどうしてもやらなきゃならんということでかかるんだったら、もう少しきちっと我々にも相談して、事前に、前からもこれは言っていますよ、町長に何回も私もやりとりしていますから、その辺もよく考えて私はやってもらいたいと思います。

あとは答弁をもらって終わります。

○議長（鹿中順一君） 横山産業振興課参事。

○産業振興課参事（横山 智君） 前段にありました委託料の関係でございますけども、これにつきましては今までやっていなかったと、管の洗浄についてはやっていなかったというのは事実です。それにつきましてはいろいろ情報等聞きましたけども、毎回毎回やるべきものではないというか、そんなにそんなにやっていないと、ほかの施設でも、というのが現実みたいなんです。ただ、今回はレジオネラ菌6月に死亡事故なりあって、アンビックス社さんも危険を感じてちょっと調査をしたといったようなことから、今回危険性があるので管の洗浄をするということです。これにつきましては

管の洗浄だけですと 35 万程度の金額となります。ですから、通常言っていますアンビックス社さんとの話の中で、一定程度の金額以上は町が負担というのに該当するかなというふうに思いますので、これは町で見ざるを得ないのかなというふうに思います。瀘材の交換が約 70 万弱、配水池の清掃が 15 万ほど、ストレージタンク、あと水質検査も今回含めていますけど、それらで総額 133 万 7,000 円ということになりますので、この辺については、やるとした場合は町が見ざるを得ないのかなというふうに判断しております。

先ほど申しあげましたように瀘材の交換は一定程度の周期でやっております。管の洗浄まではそんなにそんなに毎回といいますか、ほかの施設でもやっていないということでの情報ですし、そんなにやっているとは聞いていませんので、それは適期、今後は時期を見ながらやっていこうかなというふうに考えております。

あとシャワーブースの撤去、これについては議員おっしゃるとおりですけども、ただ私ども確認できたのは、当然現段階での支配人からの話しか聞けませんので、水圧の関係及び部品がなくなって確保できないといったようなことで使えなくなってきていると、修繕がきかないといったような状況から、非常に使えないものを設置しているのだったらということでクレームが出ているということですから、もう撤去したほうがいいという判断に至ったわけです。直すなり、先ほど申しあげました対応方法、例えばストレージタンクなり機械を設置して水圧を上げるだとかということをするれば使えないことはないのですけども、部品の調達とは別として使えないことはないのですけども、そうすることに対しては非常な事業費がかかるなり、あと部品の関係がまだ残りますので、今回撤去したほうがいいということで、これはアンビックス社さんと協議の上でそうさせてもらったと。

これなぜ今回補正かということ、ホテルとしましても来年の営業、エージェント等に売り込む際にシャワーブース付きという部屋で売るのが、そういう施設がないということでは売るのが、そこら辺の関係も出てくるものですから、今回補正での対応とさせてもらったということでございます。

あと、雨漏りの関係、これについては非常に大変な問題なのですけども、場所が特定できないものですから、その間いろいろコーキングですとか、そういうことはやっ

てきておりました。それで、先ほど申し上げましたように、雨漏りするのやはり風がついたときといったような状況で、コーキングした後6月から8月まで、この間実際にいかなかったのですけども、雨漏り自体の発生は見られませんでした。8月の10日から11日にかけての雨の際、風が伴っていましたので、そういう雨漏りが発生したということで、これは、そのコーキングによって止まったかどうかというのも、そういう状況にないとわからなかったというのは実際のところですけども、そういう対応をしてきたけども、やはりお客様にはもう迷惑をかけられないと。どうしてもその雨漏りが止まっていないという判断から、今回補正をさせていただくという結果になったところであります。

後手後手と言ったら申し訳ないですけども、それぞれ修繕箇所等アンビックス社さんといろいろ協議しながら進めているところであります。

それでサウナの話が今出ていましたけども、これにつきましても協議事項の中としては上がっています。ただ、加熱装置の故障といったようなことで、これは以前からの話なのですけれども、議員おっしゃるように低温サウナなんですけども、その温度調節がはっきり言ってできない状況になっていると。あと内部の木材の乾燥の関係による座面の痛み、それはもう受けています。ただ、今実際問題としてアンビックス社さんのほうでは、あそこ使えないというか、使用禁止と、使っていないという状況にしているかと思います。そういったことで、あれを撤去するかどうかという協議を今しているところであります。

私のほうからは以上、現状をお伝えいたします。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ちょっと私のほうからもお話をさせていただきたいというぐあいに思います。

アンビックスの協定、議員もご承知のとおり10万以上の部分については町のほうで基本的には持つというような考え方で今この間もきているかと思います。

そういうような意味から言えば、この協定書によって町が負担するということは、もう契約上これは致し方ないというぐあいに思います。そういうことで前段の話はさせていただきたいというぐあいに思いますけれども。

また、シャワーブースの関係の部分については、これも昨年の段階から支配人等についてはどうするかという議論はされておりました。部品もないというようなことも含めて、置いてあれば、置いてあったら客のほうからクレームもつく。なければ一番ないのですから、それが一番いいというようなことで、ただ、最終結論が置いておけば、とりあえず一部使える部分があったりするものですから、置いておくと売りの部分では、部屋のグレードアップにちょっとつながってくるような問題等もございました。あつたと思えますけれども、そういうような状況でなくなったから、こういう話に今最終的に出てきたというようなことをご理解をいただきたいというぐあいに思います。ですから、あそこは全面的に全部を撤去して、愛生の杜が入る以前の状況に戻していきたいということでもあります。

それから屋根の部分についても、これはやっぱりもう本当に議員がおっしゃるとおりずっと前からなのです。全体的には20年も経過をしてきているというような状況でございます。参事も答えておりましたけれどもコーキングですとか、いろんなことは手を打ってきたけれども、もう本当に対応、応急処置の限界がとりあえずきてしまったということで、これをやらなければ本当に最大だんだん広がっていくような感じがあるものですから、これは今回何とかしなければならぬなど。そんなふうにして今回こういう形で予算をさせていただいたところでもあります。

ただ、20年を既に経過をいたしまして、平成5年に建てておりますから20年を経過をいたしまして、本当に建物等ではやっぱり疲労感といいますか、老朽化が本当に見えてきております。厨房全体の中も、機器の問題から含めてさまざまなことが今状況として出てきております。これをいけば将来的にあの施設をどうしていくのかだとか、それから本当にやめてしまうのか、別なものを何かもう一回考えていくのかだとかということを本当に今日、明日ということではありませんけれども考えていかなければならぬ、やっぱりそういうような状況も踏まえてあるだろうというふうにも今考えているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） いろいろ出てきましたけれども、シャワーブースの件は苦肉

の策ですね、あれは。いまどきバス・トイレがない部屋というのは非常に価値が落ちるということで、当時大石さんのほうから、何とかそれに代わる代替措置としてこういうものを付けたいと。こういうものがあるので、こういうものを付けたいけどどうだということ。それは議会にもお話をしたというふうに認識をしています。それでつけてやってきたのですけれども、やはり本当はバスというものがきちっとあって、部屋にあるほうが一番いいわけですが、十分機能をしてこなかったというのが現実だと思います。アンビックス社さんに代わっても、やはり同じようにバス・トイレ付の部屋にそれぞれ改修できないかと。昔の特別室だけは風呂が付いていたわけなのですけれども、全室に付けられるようなことはできないかというお話も、これもお話ししたかというふうに思いますけれども、構造上やっぱりそれは困難だということで、そしてこれも苦肉の策として個室風呂というのをつくったというふうに皆さんも承知しているかというふうに思います。

そういうことで風呂とトイレの関係がグレードを上げていく、そして遠くから来られる方、そういった方、いまどきそういう山小屋でもない限りは、きちんとしたものでなければなかなかオーケーが出てこないというか、どうなのかねという話になってしまいますので、やれる範囲でやってきたということです。

それで20年も経つということですので、あっちもこっちも傷んできているというのも現実です。厨房のほうもそうですし、外のほうも厨房側を見てもちょっと色がはげてきて、みっともないなというふうにも毎度行くたびに感じるわけですが、やっぱりそういう屋根の部分も含めて全部見直ししなくちゃならないのかなというふうに思っています。特に中だけじゃなくて、この間来年の主要事業のときにもずっと回って来ましたが、外の橋が2本あります木橋が、旧パークゴルフ場にしていた所に渡っていく所ですけど。あの二つの橋も、もうガタガタなものですから、これやっぱり補修してもそう長くはないだろうなど。であれば、本当に2本もいるのかというところでいけば1本きちんとしたものを付けると。そして横にある、かつてはキャンプ場にもなっていましたけれども、その水飲み場、炊事場の所の上屋というのですか、あそこももうおかしな状態になってきているので、そういうのももう撤去しなければならぬのかなというふうに、危ないですから。そういうことも全部周辺も含

めてしっかり直していくということが必要だろうというふうに思います。よその町でもいろんな補助制度も使いながらやっていることも聞いておりますので、そういったものに乗れるかどうか、きちっとこれから研究しないとならないと思いますけれども、続けるという前提であれば、ここと、ここと、ここはしっかり直していかないとその後続かないぞということになりますので、そういう全体のチェックを、支配人のほうもやってリスト化はされているのですけれども、もう一度遠慮している部分もありますので、これをここまでやるとものすごいお金がかかるというようなこともありますけれども、お金はちょっと一応さておいて、本来こうしたほうがいいのかという理想の形を先に出して、そしてそれにはどれぐらいかかって、どこまでできるのかということ、またまとめて所管の委員会でも協議をさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後2時20分

再開 午後 2 時 30 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

日程第 15、議案第 72 号 平成 26 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（五十嵐正美君） ただいま上程となりました議案第 72 号 平成 26 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では過年度療養給付費額の確定による超過交付金の還付金等での増額であり、歳入では国保基金の繰り入れの追加を内容とする補正であります。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算からそれぞれ 568 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9 億 999 万 3,000 円とするものです。

それでは、歳出からご説明申し上げますので 6 ページ、7 ページをお開き願います。

款 1 総務費、総務一般事務経費、節 19 の負担金については、国保の制度改正に伴う国保システム改修に係る分で 28 万 4,000 円の追加。

款 2 保険給付費、一般被保険者療養給付費につきましては財源内訳の補正となります。

款 11 諸支出金、項 1 償還金及還付加算金、目 1 一般被保険者保険税還付金、節 23 償還金利子及割引料、過年度過誤納付金還付金については、過年度の保険税過誤納金の増加に伴いまして 20 万円を追加。目 3 償還金、療養給付費等償還金、節 23 償還金利子及割引料については、療養給付費交付金の額確定により超過交付金の還付に伴い 520 万 3,000 円を追加し、総額 568 万 7,000 円の追加補正をするものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます 4 ページ、5 ページにお戻りください。款 2 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 財政調整交付金については、国保システム改修に係る分として 28 万 4,000 円の追加。

款 4 前期高齢者交付金 3 万 1,000 円の減額。

款 8 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 国保基金繰入金では、一般被保険者保険税の過年度過誤納金還付と療養給付費交付金超過交付金の還付に係る分として国保基金の繰り入れを 540 万 3,000 円を追加し、総額 568 万 7,000 円の追加補正をお願いするものでございます。

それでは条文にお戻りいただきまして第 2 項第 1 表におきまして、それぞれ補正額を款項区分ごとに整理したものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 72 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 73 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 73 号 平成 26 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 73 号 平成 26 年

度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では地域支援事業費の増額、前年度超過分の国庫支出金等償還金の追加補正になります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ221万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億1,983万5,000円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明を申し上げますので6ページ、7ページをお開きください。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費につきましては財源内訳のみの補正となっております。

款3地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1一次予防事業費、一次予防事業経費で2,000円の追加になります。目2二次予防事業費、二次予防事業経費では講師の報償費で3万3,000円の追加となります。

項2包括的支援・任意事業費、目1介護予防ケアマネジメント事業費、介護予防ケアマネジメント経費では、旅費等で8万5,000円の追加となります。目3権利擁護事業費では委託料86万3,000円の追加でございます。これにつきましては一般会計の中でも説明いたしましたけれども、市民後見事業に係る部分、社会福祉協議会事業の補助金を減額してございますが、介護保険の権利擁護事業費のほうで人件費の一部が補助対象になるということで、こちらのほうに振り替えて委託料として支出するものでございます。目6任意事業費として1万円の追加でございます。

款5諸支出金、項1償還金及還付加算金、目2国庫支出金等償還金につきましては、平成25年度介護給付費及び地域支援事業費等の確定により国保支出金支払金等交付金が超過交付となっておりましたので返還するものでございます。

続いて、歳入にお戻りいただきたいと思えます。4ページ、5ページをお開きください。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援介護予防事業交付金において9,000円の追加、目3地域支援包括的支援・任意事業交付金で37万8,000円の追加となります。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業交付金では1万円の追加でございます。

款5道支出金、項2道補助金、目1地域支援介護予防事業交付金で4,000円の追加、

目 2 地域支援包括的支援・任意事業交付金では 18 万 9,000 円の追加であります。

款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 2 地域支援介護予防事業繰入金として 4,000 円の追加、目 3 地域支援包括的支援・任意事業費繰入金 18 万 9,000 円の追加となります。

項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金につきましては、平成 25 年度介護給付費確定及び地域支援事業費に国庫負担金等超過がありましたので、25 年度準備基金において積み立てしておりました部分を繰り入れて償還するものです。

それでは条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項に定める第 1 表は、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、原案にご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 73 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 74 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 74 号 平成 26 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 74 号 平成 26 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、活汲地区の集落排水施設におきまして町道に設置されましたマンホール蓋が車道路面からの突出により除雪等の支障になることから切り下げを行い、除雪機械によるマンホール蓋の折損事故防止を図るものでございます。

第 1 条につきましては歳入歳出それぞれ 50 万円を追加し、予算の総額を 4 億 8,446 万 2,000 円とする補正をお願いするものでございます。

歳出から説明いたしますので 6 ページ、7 ページをお開き願います。款 4 集落排水費は、需用費において修繕料 50 万円の追加をお願いするもので、内容につきましてはマンホール蓋の切り下げが 1 カ所、汚水柵の修繕 3 カ所を見込むものでございます。

4 ページ、5 ページをお開き願います。歳入につきましては、一般会計繰入金として歳出の不足額 50 万円の追加をお願いするものでございます。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条、第 2 項の第 1 表につきましては、ただいまご説明いたしましたものを款項目区分に整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 74 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 75 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 75 号 平成 26 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 75 号 平成 26 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、相生浄水場におきまして、無停電装置のバッテリー交換が必要になったことから交換に要する費用の追加をお願いするものでございます。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 32 万 4,000 円を追加し予算の総額を 4,239 万 7,000 円とする補正をお願いするものでございます。

歳出からご説明いたしますので 6 ページ、7 ページをお開き願います。款 1 総務費は、需用費において修繕料 32 万 4,000 円の追加をお願いするものでございます。相生浄水場の無停電装置は設置から 7 年経過しておりますが、バッテリー交換の目安は 5 年とされており、同様に 5 年とされている冷却ファンも今回合わせて交換するものでございます。

4 ページ、5 ページをお開き願います。歳入につきましては一般会計繰入金として歳出の不足額 32 万 4,000 円の追加をお願いするものでございます。

最初の条文に戻っていただき第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいまご説明いたしましたものを款項目区分に整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第75号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第8号

○議長(鹿中順一君) 日程第19、認定第1号 平成25年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第26、認定第8号 平成25年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件は、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第19、認定第1号 平成25年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第26、認定第8号 平成25年度津別町上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの8件を一括議題といたします。

お諮りします。

これら8件については、会議規則第39条第2項の規定に基づき内容の説明は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件の内容の説明は省略することに決定いたしました。

監査委員の意見書は、別紙配付のとおりでありますのでご承知おきください。

お諮りします。

決算審査をどのような方法で行うか意見を求めます。

3番、村田政義君。

○3番(村田政義君) ただいま上程となりました決算認定のための審査については、昨年同様に議長及び議会選出の監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これら8件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることを希望し動議といたします。

(「賛成」の声あり)

○議長(鹿中順一君) ただいま村田政義君から一般会計ほか7会計の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら8件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

したがって、ただいまの村田政義君の動議を議題といたします。

本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件の決算認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これら8件を付託の上、次期定例会までの閉会中の継続審査とされたいとの動議は可決されました。

決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員を指名いたしたいと思えます。

また、地方自治法第98条に基づく検閲・検査ができるものとします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました諸君を決算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 49 分

再開 午後 2 時 57 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、事務局長より諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（川口昌志君） 諸般の報告を申し上げます。

休憩中に第 1 回決算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の選出が行われました。

委員長には佐藤久哉議員、副委員長には藤原英男議員が選出されましたのでご報告申し上げます。

以上であります。

○議長（鹿中順一君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎意見書案第 13 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 27、意見書案第 13 号 手話言語法の制定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

6 番、藤原英男君。

○6 番（藤原英男君）〔登壇〕 ただいま上程になりました意見書案 13 号 手話言語法制定を求める意見書、文章を読んで説明に代えさせていただきます。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちとの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られて

きた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成 18 年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であると明記されている。

障害者権利条約の批准に向け日本政府は国内法の整備を進め、平成 23 年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第 22 条では国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考ええる。

よって政府と国会が下記の事項を講ずるよう強く求めるということで、下の文章になっております。

提出先につきましては、衆参議院議長、内閣総理大臣はじめ関係大臣に提出しようとするものであります。

趣旨をご理解の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 13 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案 14 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 28、意見書案第 14 号 ウイルス性肝炎患者に対する医

療費助成の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 ただいま上程となりました意見書案第14号についてご説明を申し上げます。

意見書案の内容につきましては、読み上げて提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型、C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであることは「肝炎対策基本法」や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであります。国の法的責任は明確になっております。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されておりますが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されております。医療費助成の対象から外されている患者が相当数に上り、特に肝硬変、肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得なくなっているだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を期しております。

また、現在は、肝硬変を中心とする肝疾患も、「身体障害者福祉法」の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されているなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がされているところであります。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」と附帯決議がなされたところであります。しかし、国においては肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、新たな具体的な措置を講じていないところであります。

肝硬変、肝がん患者は、毎日 120 人以上の方が亡くなっている現状、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題であります。

よって、国においては次の事項を実現するよう強く求めるものであります。

この項目については下に記載のとおりでございます。

衆参両議院議長及び関係大臣につきまして提出を求めるものであります。

よろしくご承認をお願いを申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第 14 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 15 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 29、意見書案第 15 号 介護保険制度、子ども・子育て支援新制度に係る平成 27 年度予算の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

4 番、乃村吉春君。

○4 番（乃村吉春君）〔登壇〕 ただいま上程になりました意見書案について前段読み上げ説明に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

介護保険制度、子ども・子育て支援制度に係る平成 27 年度予算の充実・強化を求める意見書。

介護保険制度は、保険給付として要支援 1 と 2 の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護が平成 27 年 4 月から 3 年かけて市町村事業への移行が進められます。

この見直しについて多くの関係者や関係団体から、地域資源や財政基盤による「地域間格差の拡大」や必要なサービスが提供されないことによる「要支援者の介護重度

化」、「介護労働者の処遇低下」などに関する不安が指摘されています。

また、平成27年度4月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度は、必要な予算が確保されていないことから、保育の質の改善策として実施が予定されている保育士の配置基準の見直しや処遇改善、放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が極めて不十分な内容となっています。

このことによって、介護保険制度については、地域間格差やサービス低下及び福祉労働者の処遇低下を招くことなく制度の充実を図るとともに、子ども・子育て支援新制度については保育の質を改善するために、政府に次の対策を求めるということで3点ほどあります。

ということで、総理大臣と厚生労働大臣に意見書として出したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第16号

○議長（鹿中順一君） 日程第30、意見書案第16号 消費税10%実施の中止を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 〔登壇〕 ただいま上程となりました意見書案16号について説明いたします。

消費税10%実施の中止を求める意見書案でございます。

4月の消費税増税によって、先日発表された国内総生産GDPは年率換算で7.1%落

ち込みました。GDPの約6割を占める個人消費は19.3%減で、過去20年間で最大の落ち込みです。

しかし与党幹事長は、来年10月の消費税10%への引き上げは基本的には法律どおり進めるとの構えであります。この大增税には、内閣改造後の世論調査では増税に対し軒並み6から7割が反対しております。北海道新聞が7月に実施したアンケートでも否定は69%でした。北海道商工団体連合会の消費税増税影響調査では、6割が部分的であれ価格転嫁ができずにいて、半数以上の業者が消費税増税後、売り上げが落ちているという結果が出ています。

安倍内閣は12月には10%増税を最終決断するとしています。国民の所得は伸びず、社会保障の負担が重くのしかかる下でのさらなる増税は、庶民の暮らしと中小企業に甚大な影響を及ぼします。個人消費をますます冷え込ませて景気を悪化させ、地域経済に壊滅的打撃を与えることは必至です。

以上のことから、政府に対してさらなる消費税増税を行わないよう強く求めるものです。

皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

提出先は衆参両議院議長と内閣総理大臣、財務大臣です。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 意見書案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第17号

○議長（鹿中順一君） 日程第31、意見書案第17号 電気料金再値上げの認可をしないことを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん）　〔登壇〕　ただいま上程となりました意見書案17号　電力料金再値上げの認可をしないことを求める意見書案について提案いたします。

北海道電力は7月31日、電気料金値上げの認可を国に申請しました。今回の値上げ案は家庭向けの平均が17.03%、企業向けの平均が22.61%で、どちらも昨年9月の値上げの2倍を超える大幅なものです。

標準家庭では1,069円増の月額8,302円となります。家庭向けも企業向けも道民の暮らしと営業に重大な影響を及ぼすことは明らかです。

今回の再値上げには、「経営努力を示してほしい」など、経済界、道内自治体からも厳しい批判の声が上がっています。

北海道電力は値上げ理由を、泊原発の再稼働が遅れ、電力供給の8割を依存する火力発電の燃料費が急増したためだとしています。しかし道民の多数は原発ゼロを願い、再稼働それ自体も再稼働のための電気料金値上げも願っていません。こうした世論を無視した申請は許されません。

昨年の値上げと今回の再値上げ申請の背景には、電力需要の4割を原発に依存する北海道電力の原発依存体質が大きく影響しています。道民は原発のない安全、安心な北海道の実現を求めており、今やるべきことは原発の早期再稼働ではなく、安全で再生可能な自然エネルギーへの転換です。

よって、国においては、電力料金の再値上げ認可申請に対し厳しい姿勢で臨み、認可しないことを求めます。

提出先は、内閣総理大臣と経済産業大臣というふうになっております。

ご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君）　本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　意見書案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 12 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 32、報告第 12 号 平成 25 年度財政健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第 13 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 33、報告第 13 号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価等の報告についてを議題とします。

津別町教育委員会委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定による報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎報告第 14 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 34、報告第 14 号 専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 20 分

再開 午後 3 時 25 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分について報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件につきましてはご了承願います。

◎報告第 15 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 35、報告第 15 号 専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

町長から、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分について、報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件につきましてはご了承願います。

◎報告第 16 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 36、報告第 16 号 例月出納検査の報告についてを議題といたします。

監査委員から、平成 25 年度 5 月分、平成 26 年度 5 月分、6 月分、7 月分の例月出納検査について報告書が提出されましたので、本定例会に報告するものであります。

本件につきましてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

これで平成 26 年第 5 回津別町議会定例会の会議を閉じ、閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 3 時 25 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員